

平成28年塩尻市議会3月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成28年3月8日（火） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第15号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第16号 塩尻市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号 塩尻市指定地域密着型介護予防放サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第19号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第20号 塩尻市指定介護予防支援者等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第21号 地方税法第314号の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

議案第53号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健衛生対策費及び4目母子保健指導費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費（6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く

○出席委員

委員長	西條	富雄	君	副委員長	小澤	彰一	君
委員	金田	興一	君	委員	篠原	敏宏	君
委員	山口	恵子	君	委員	丸山	寿子	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

○**議会事務局職員**

庶務係主事 高津 彬 君

午前9時58分 開会

○**委員長** おはようございます。それでは、定刻よりちょっと早いんですが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから平成28年3月定例会福祉教育委員会を開会します。

審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。大変お忙しい中、福祉教育委員会を開催をいただきましてありがとうございます。私どもからは、平成28年度の予算案ほか条例案件等々につきまして御提案申し上げております。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。この際申し上げます。審査に関する御発言は録音しておりますので、委員、職員ともに全てマイクを使用していただきますように御協力をお願いいたします。また、議案の審査に係る職員の出席といたしますので、随時退席は認めます。

次に、本日とあすの日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙付託案件表のとおりです。それでは副委員長から申し上げます。

○**副委員長** 皆さん、おはようございます。きょうとあすの審査の日程を申し上げます。これから直ちに審査に入ります。あすの審査終了後に視察を計画しておりますのでよろしくお願いいたします。視察場所は、九里巾交差点とその周辺の通学路を視察する計画です。審査終了時に時間を御連絡いたしますので、庁舎正面口に御集合ください。以上です。

○**委員長** はい。ありがとうございます

それでは、早速審査に入ります。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いします。

議案第15号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第15号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** 議案関係書に基づきまして説明させていただきます。お手元に議案関係資料をお願いいたします。ページが72ページになります。

議案第15号の介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、まず、わかりやすいよう、右ページの新旧対照表から御説明申し上げますので、73ページをお願いいたします。73ページ、新旧対照表の右側、現行条文に記載してあります第11条の保険料の減免につきましては、震災や火災などによる住宅の著しい損害や、

失業等による生活困窮に陥った場合などにおける介護保険料の減免規定を第1項に定めているもので、今回改正をお願いする第2項では、減免申請に係る申請期限を定めております。第2項の現行条文による減免申請に係る申請期限は、第11条第2項の1行目の後段から読み上げますと、普通徴収の納付書や口座振替の方法により保険料を徴収されている者については納付期限前7日までに、特別徴収の年金天引きの方法により保険料を徴収されている者については年金給付の支払日前7日までに、書類を添付して市長に提出しなければならないとしております。この規定を左側の改正案といたしまして、減免申請を行う期限を、普通徴収については現行の納期前7日までを納期限までに、特別徴収あつては、現行の支払日前7日までを支払い日前までに改めたいものでございます。

この改正は、介護保険料に限らず、本定例会の第1号議案の市税条例の一部改正、第2号議案の国民健康保険税条例の一部改正と同様の内容により改正をお願いいたしたく、それぞれの担当課から提案をさせていただいております。改正する理由につきまして、普通徴収を例に申し上げますと、減免の対象となる保険料は、介護保険料及び市税、国民健康保険税とともに、別に定める減免措置要綱の中で、減免申請書を受領した日以後に納期の到来する保険料のうち未納のものについて、もう一回申し上げます。減免申請書を受領した日以後に納期の到来する保険料のうち未納のものについて行うものとしております。この規定により、減免申請をいただいた時点において自動引き落としの口座振替を停止しないと、引き落とされる保険料の減免ができませんので、これまでその停止手続きを行うに当たりまして所要の日数がかかることから、減免申請期限を納期限前7日までとしてきたものでございます。この減免措置要綱を、今回の条例改正とあわせてそれぞれ改正を行い、未納のものであることの要件を撤廃し、既に納付されている保険料や税についても減免の対象とするよう改めることで、口座振替により引き落とされる保険料についても減免の対象となります。したがって、これまでの納期限前7日の間隔を有する申請期限を短縮し、納期限の当日までに減免申請をいただくよう条例の規定を改めさせていただきたいものでございます。なお、特別徴収では、現行でも支払日前7日までに申請をいただいても年金天引きを停止することができませんので、今回の条例改正及び減免申請、減免措置要綱の改正により、申請をいただく方に有利となるよう配慮させていただいたものでございます。

改正する条例の施行日につきましては、左ページの4に記載してございます。平成28年4月1日から施行いたしたくお願い申し上げます。以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。

ないようですので、自由討議を行います。何かございますか。

なし。それでは討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第15号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○**委員長** 議案第16号塩尻市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**副事業部長兼福祉課長** では、議案関係資料の74ページをお開きください。

提案理由ですけれども、塩尻市障害者共同作業所は、旧宗賀北部保育園の一部を利用して宗賀共同作業所として、市が特定非営利の活動法人マシュマロに業務委託し事業実施してきた施設ですけれども、本年3月31日をもって廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

次のページの新旧対照表をごらんください。第2条、表中の名称、塩尻市障害者共同作業所、位置、塩尻市大字宗賀794番地3を削るものです。この条例の施行日は、平成28年4月1日からとするものです。以上です。よろしく願いいたします。

○**委員長** 副事業部長、失礼しました、課長と申し上げてしまいました。副事業部長、ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。

○**篠原敏宏委員** 済みません、共同作業所を閉じるというのは報告事項にありましたし、一般質問でもありましたのであらまは承知をしているつもりですが、改めての部分を含めてもう一回ちょっとお願いしたいのですが、今、何人いて、何人がどこへ行くってということが、今この時点で決まっておりますでしょうか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**副事業部長兼福祉課長** 宗賀作業所は今10人の方が通所されております。まだ具体的にどこの事業所というところは決まっておりませんが、就労継続B型の事業所へ行きたいという希望を全員の方が持っていていらっしゃいます。3月4日にエフォートマシュマロを見学、体験実習しております。また、来週14日から17日の間にすみれの丘を見学、実習体験をすることになっておりますので、それが終わると皆さんの意向が決定するものと思っております。以上です。

○**篠原敏宏委員** 先のすみれの丘は事業の概要等もわかっていますが、マシュマロさんは同じやっぱりBをできるということでしょうか。

○**副事業部長兼福祉課長** エフォートマシュマロさんは、就労継続B型の県の指定を受けておりますので、B型です。やっている作業につきましては、キノコ栽培とかそういう外の作業と、あとは中で受注品をつくったりという作業をしているというふう聞いております。

○**篠原敏宏委員** 宗賀に関してはマシュマロさんが受託をされていたということで、移行についてはね、スムーズにいけるっていうふうに私も思ってますし、あれなんです、10人が10人全部B型へ希望される。程度だとかあれがあると思うんですが、それはもうそういう方向で見通しは立っていると。

○**副事業部長兼福祉課長** 一応、御本人の希望は就労継続B型ということですが、中にはやはり作業をするというところは大変難しい状況ではないかという方が数人いらっしゃいますので、全ての体験等を終わった段階で、御本人の意向を再度確認したり、受け入れ側の体制等も確認する中で最終決定をしていきたいというふうに考えております。

○**篠原敏宏委員** その数人の方がBが無理だとすると、生活介護っていうふうになっていくということですか。

○**副事業部長兼福祉課長** そのとおりで、すみれの丘で生活介護をやっておりまして、そちらにつきましては老福のむらの部分を改修しまして定員の増員を図っております。そこも既に見学をしておりますので、それを含め

て最終決定をしていくことになります。

○篠原敏宏委員 トータルで心配ないというふうに判断してよろしいですか。

○副事業部長兼福祉課長 はい、そうです。

○篠原敏宏委員 安心しました

○委員長 ほかにございませんか。

○副委員長 関連して、そのマシュマロのスタッフの方の処遇はどうなるでしょうか。

○副事業部長兼福祉課長 エフォートマシュマロさんのほうで指導員を継続されるということで確認をしております。

○山口恵子委員 関連なんですけど、障害区分認定を皆さんそれぞれ受けていただいた上で、生活介護のほうが必要なのか、作業所のほうでいけるのかという、ここが一番大事な分かれ目になると思うんですが、この区分認定をもう皆さんおっているのか、それかいつごろおける予定なのか、その辺はどうでしょうか。

○副事業部長兼福祉課長 グループホームに入られている皆さんは、もう既に区分認定を持っていらっしゃると思いますので、残り4人の方について新たに支援区分の認定を取ることになりますけれども、皆さん一次判定は済んでおりますので、間もなく決定になるものとなります。

○山口恵子委員 そうしますと、やはりその区分認定に従わざるを得ないというか、御本人の希望がB型に行きたいってなっても、やはり今後のいろんな支援を受ける関係では、必然的にそれを理解をしていただいた上で進路というか、方向性が決まるということになるわけですか。

○副事業部長兼福祉課長 そうですね。やはり支援区分の内容もそうですし、御本人の意向もありますし、やっぱり事業所の受け入れ体制もありますので、御本人が就労B型へ通っても作業ができないでただ一日座っているだけとか、そういうことであると御本人のためにならないものですから、そこら辺のところを見きわめながら、御相談をして決定していきたいというふうに考えています。

○丸山寿子委員 建物が老朽化してるっていうことは説明も受けてますし、実際にそう感じますけれども、もう一度確認なんですけど、移行した後ですね、そこの建物はどのように使われるのか、前にもお聞きしたかとも思うんですが、もう一度お願いします。

○副事業部長兼福祉課長 旧保育園の跡地は平出博物館の保管庫としても活用しているものですから、当分の間はマシュマロの荷物が少し残っている期間もありますけれど、そこが片づけが終われば、博物館の保管庫として利用をしていただくということで今調整をさせていただいております。

○丸山寿子委員 この前、全協で説明をしていただいたときに、移行のあれが決まっていなかったというようなことで、丁寧に説明をしていくというようなお話だったわけで、いろいろ体験とかの機会もこれからということなんですけど、ちょっと落ち着いてよくそのときの資料をみますと、27年10月29日に説明ということで入っていて、今回3月末までということで、私もよく落ち着いて考えてみると、割と期間が短いというか、割と慌ただしく決まったような印象を受けまして、障がいをお持ちの皆さんというのは、なかなか一般の方以上に環境の変化とか状況の変化に素早く対応するということが、なかなか難しいというような傾向もあるかと思うんですが、その辺について配慮というか状況というかがどうなのか、その辺ちょっと気になるんですけど、どうでしょうか。

○副事業部長兼福祉課長 そうですね。障がいの内容によっては、なかなかない、パニックになってしまうというようなこともありますけれども、そこら辺のところを踏まえた中で、受け入れ側の事業所については配慮していただくように、市としても働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○丸山寿子委員 本人の希望、御家族の希望もありますし、また、私たちもお金になるべく得られるようにというように視察もしたりとかもしてまして、お金の上限は別としましても、そういったところに通うというものの、やはり有益さというはあるかと思しますので、その辺もやはり十分配慮をお願いしたいことと、やはり、どんなふうであろうと話を十分聞いてあげる体制っていうのが本当に必要かと思しますので、その辺十分、本当に配慮していただくようお願いをしたいと思います。要望で。

○委員長 要望でいいですか。わかりました。ほかには。

○篠原敏宏委員 宗賀に関しては大丈夫だということで、この形で進めていただくということだと思いますが、中原議員の一般質問にもありましたけれども、そのときに檜川の作業所の状況等も聞いた中では、部長のほうからね、同じような方向で進みたい、そういう話がありました。これは実際の進行計画というかそれっていうのは、具体的には、いつごろどういうふうにもっていききたいというような大きい方針とかがあってというのは決まっていますでしょうか。

○副事業部長兼福祉課長 ビレッジならかわさんにつきましては、昨年のうちに宗賀の作業所の閉鎖の意向についても説明をさせていただき、檜川の作業所についても一、二年の間には閉鎖の方向でいきたいというお話をさせていただいております。ビレッジならかわさんにつきましては、3年ほど前から県の指定を取って事業所としての運営を御検討いただきたいということもお話をさせていただき、また、本会議のときにも部長の方から説明をしておりますけれども、ビレッジならかわさんのほうからはグループホームの運営もしたいというお話も聞いてるものですから、そこら辺につきましても、通所される皆さん、またグループホームを希望される皆さん、それからビレッジならかわの意向、それからビレッジならかわにつきましては、旧木曾3村の中でならかわが障がい者の方を受け入れ先として担ってきているという現実もあるものですから、そこら辺のところも踏まえて、28年度しっかり協議をしながら方向性を出していきたいというふうに考えております。

○篠原敏宏委員 経過とあれば、私は承知をしているつもりであります。やはり、対象になっている障がい者の皆さんが、それぞれにみんな状況が違いデリケートだという部分で、かなり生活介護の部分もあるだろうと。あるいは、やはり宗賀と決定的に違うのはやっぱり通う距離がね。ただ、すみれにじゃあ通ってください。こういう施設へ通ってくださいというふうに形どおり振り分けるっていう作業では多分難しい。かといって、檜川の作業所がですね、今のところから別のところへ移って同じことやるっていうことも、行き先の見通しだとか、それも非常に厳しい状況が今ありますので、拙速は禁物ということで、28年度中って今話ありましたけれども、結果を急ぐという形で重大な損が生じない、そういう手続だけはぜひお願いをしたいと思います。これは要望にさせていただきます。

○委員長 はい。要望で。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、それでは自由討議を行います。何かございますか。

○副委員長 今、各委員のほうから意見が出ましたけれども、利用者の方の家族の方からですね、やはり環境が変わるということが一番心配されてると。私も学校現場に勤めていて、実際に高機能自閉だとかですね、発達障

がいの子供などは一日の日課がたった10分変わるだけでもね、パニックを起してしまうっていうような子もいるわけで、こうやって作業所の方が非常にデリケートな環境の中で、やっぱり生活されて作業をして、社会に順応を図っていらっしゃると思うので、ぜひそこら辺の配慮ですね、十分にさせていただきたいなと思います。要望です。

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。なし。

ないようですので、議案第16号塩尻市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号塩尻市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第17号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 この条例は大変わかりにくい条例ですので、説明資料を用意させていただきました。配布させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

○長寿課長 お手元に配付させていただきました資料は、これから御審議をいただきます議案第17号と、次に御審議をいただきます議案第18号の各条例に規定されているサービス内容等を一覧表にまとめたものでございます。左右の見開きでござらんになってください。この2つの条例は、平成23年4月に公布された第一次地方分権一括法によりまして国の省令で定めた事項を、市町村の条例で定める必要が生じたことから、24年12月市議会において制定した条例となります。左の第17号議案の表題をござらんいただきますと、塩尻市指定地域密着型サービスとあります。また右の第18号議案の表題におきましても、指定地域密着型とありますので、まず、地域密着型サービスにつきまして解説をさせていただきますので、右ページの点線の枠内をござらんください。

1として、地域密着型サービスは、平成18年4月に創設されたもので、住みなれた地域での生活を支えるサービスとして、市町村が指定及び指導監督の権限を持ち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬と指定基準を設定することができるものとしております。本市では、国の定める指定基準のうち、介護保険事業者が記録を保存する期間を、事故が発生した際の記録の保存などにつきまして国が定める2年間の保存から5年間の保存期間とするように独自の基準を条例に定めておりますが、これ以外は国の省令に定める内容に沿いましてそれぞれの条例に規定しております。

次の2として、サービスを利用できる者は、原則として、事業者が所在する市町村の被保険者のみとなります。

3として、地域との結びつきを重視し、事業者ごとに運営推進会議を設置するものとしております。この中で、下の表をござらんいただきますと、この後御説明申し上げます左の条例の第3章の2を追加する利用定員18人以下の通所介護において、運営推進会議の設置を条例に規定するとともに、その下の第4章の認知症対応型通所介

護におきましては、これまで運営推進会議の設置を不要としておりましたが、今回の法改正によりましてそれぞれの条例に運営推進会議を設置する旨の規定を設けるよう、条例改正をお願いするものでございます。

以上、資料の説明となりますが、わかりやすく、さらに説明させていただきますので、左ページの条例をごらんください。左ページでは、議案第17号の条例の目次を表記しているもので、第2章から第9章におきまして地域密着型サービスに該当する既存の8つのサービス内容を列記してございます。

このうち第6章の認知症対応型共同生活介護がグループホームと呼ばれているもので、生活スペースの1ユニット5人以上9人以下の利用定員となりますので、小規模な施設につきまして地域密着型サービスとして位置づけております。

また、第8章では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護として、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームが該当します。塩尻市内には現在、桔梗荘など3つの特養を有しておりますが、いずれも定員が30人を超える広域型の、住所を問わず利用できる施設であり、長野県の指定による居宅サービスとして位置づけられておりますので、同じ特養であっても、定員29人以下の小規模な特養に限って地域密着型サービスとして位置づけております。なお、介護報酬につきましては、小規模であれ、広域型の特養であれ、加算報酬部分に若干の開きがありますが、基本報酬部分は同一であり、変わりはありません。

次に、この条例に規定しているサービスの内容につきまして、特徴的なサービスを説明させていただきます。第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は平成24年4月に創設されたもので、24時間体制で一日複数回の訪問介護と訪問看護を組み合わせたサービスとなります。その下の第3章は、夜間帯における定期的な訪問介護サービスとして、定期巡回型のサービスと組み合わせて提供されるサービスとなります。この2つのサービスを利用できる方が要介護1以上となりますが、中・重度の要介護者を中心に、在宅生活を支えるためのサービスとなります。現在のところ、本市にはこの2つのサービスを提供する事業所はございません。

次に、第4章から第9章までのサービスのうち、塩尻市内にある事業所につきまして御説明申し上げます。第4章の認知症対応型通所介護が単独型として、社会福祉協議会が運営するつくしの郷ほか計4施設など。第5章の小規模多機能型居宅介護が通いを中心に泊まりと訪問を組み合わせたサービスとなりますが、枚数にありますおひさまほか計4施設。第6章の認証対応型共同生活介護のグループホームが、大門三番町にありますニチイケアセンター塩尻ほか計9施設と、現在のところ以上の3つのサービスにおきまして、市内に事業所を有しております。

次に、今回の条例改正におきましてこの条例に追加させていただくサービス内容につきまして、御説明申し上げます。今回の条例改正におきまして追加させていただく内容は、赤字で表示してあります第3章の2、地域密着型の通所介護で、本年4月1日から地域密着型サービスに加わるサービスとなりますが、これまでは都道府県の長野県が指定する居宅サービスであったものを、市町村指定の地域密着型サービスに移行するもので、新たに創設するサービスではございません。この中で、28年4月1日から地域密着型サービスに加わるものは、①として、通所介護のうち小規模な利用定員18人以下の通所介護となります。市内には現在、通所介護を運営する事業所が16カ所ありますが、このうち、例えば指定管理者制度のもとに社会福祉協議会に運営をお願いしている、みどりの郷、すがの郷、田川の郷の3施設の利用定員がいずれも1日あたり25人となりますので、この3施設は、これまでどおり県指定の居宅サービスとして残ります。したがって、今回、地域密着型サービス

に移行する通所介護は、定員18人以下の小規模な事業所に限られます。また、②の療養通所介護におきましても、28年4月1日から市町村指定の地域密着型サービスに移行いたしますが、この利用定員9人以下の療養通所介護につきましては、議案の中で説明させていただきます。

以上、議案第17号に係る内容となりますが、次に右の議案第18号の条例につきまして御説明申し上げます。左の第17号議案の条例では、地域密着型サービスに該当する全てのサービスに対する人員等の基準を定める条例に対しまして、右の議案第18号の条例は、表題をごらんいただきますと、塩尻市指定地域密着型介護予防サービスとあります。この介護予防サービスは、要支援の方が利用できる予防給付と呼ばれているもので、左の議案第17号の条例に規定されているサービスのうち、黒丸で表示してある要支援の方が利用できるサービスを右の条例において規定しているもので、第2章から第4章までの3つのサービスにつきまして、要支援の方が受けられる介護予防サービスとして人員等の指定基準を定める条例となります。なお、右ページの附則の下の米印をごらんいただきますと、要支援1から2の方が利用できる通所介護が、第6期計画期間中に保険給付から外れ、市町村事業に移行することから、今回新設いたします定員18人以下の通所介護は、要支援の方も利用できるサービスとなりますが、市町村事業に移行することから、この条例に規定せず要綱というように別途定めます。以上、この資料の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、議案の説明に入りますので議案関係資料の76ページをお願いいたします。議案関係資料76ページ、議案第17号の条例につきまして御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、最初に記載のあります指定居宅サービス等の一部を改正する省令は、この省令を題名に14の省令が改正されているもので、このうち次の2行目の後段にあります指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準がこの条例の基準となる省令となります。この国の基準が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。

2の概要の(1)として、先ほど御説明申し上げました地域密着型通所介護の人員等に関する基準を定めるもので、国の基準と同様の内容により定めたいものでございます。また(2)として、認知症対応型通所介護につきまして、運営推進会議の設置を義務づけるものなどでございます。

改正する条例の施行日は、4にあります平成28年4月1日から施行いたしたくお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表の御説明を申し上げますので、右の77ページをお願いいたします。77ページ、新旧対照表の左側の改正案といたしまして、目次の改正として、第3章の2を追加し、地域密着型通所介護にかかわる基本方針、人員に関する基準などを設けるものでありますが、目次中の第1節から第4節までが利用定員18人以下の小規模な通所介護にかかわる規定、第5節が療養通所介護にかかわる規定となります。具体的な改正内容につきましては、国の基準と同様の内容に改正を行っておりますので、療養通所介護にかかわる規定のみ御説明申し上げますので、ページをずっとおめくりいただき94ページまでお進みください。

94ページから始まる条文は、第5節を新設し、療養通所介護の事業の基本方針や人員等の基準などを定めるもので、療養通所介護を利用できる対象者は、第59条の21の条文中2行目の後段から読み上げますと、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な対象者となります。

次に、介護職員等の人員に関する基準では、下のページ、第59条の23に規定しておりますので、59条の23第1項の条文を要約して申し上げますと、療養通所介護の職員数は、利用者1.5人に対し1人以上の看護職員又は介護職員を必要とし、第2の項では、その職員のうち、常時専従の1人以上の看護師でなければならないとされております。次のページをお願いいたします。

96ページ、第59条の25では利用定員を定めているもので、要約して申し上げますと、同時に利用できる利用者の上限を9人としております。

以上申し上げましたように、療養通所介護は、難病やがん末期の要介護者に対しまして看護師などによる手厚いサービスを少人数の通所により提供するもので、この療養通所介護は平成18年4月に創設されたもので、医療と介護の連携のもとに中・重度者の在宅生活を支えるサービスとして、在宅でのみとりを含めた対応が強化されたものでございます。以上です。よろしくお願いをいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。

○**丸山寿子委員** 説明を聞いていただけでなかなかわからないというところもあるんですけど、ちょっと、まず最初に、この資料をわかりやすくつくっていただけてよかったと思うんですが、左ページの3章の2のところで見ますと、例えばデイサービスセンター百寿荘。もう既にデイサービスセンターとしても運営しているわけなんですけど、具体的にどういうふうになるのか。今まで既存であるものとの違いというんですかね、その辺ちょっとお願いします。

○**長寿課長** 大変わかりにくいものですが、これまでは長野県の指定ということで、県の指定になっておりました。それで、今回法令の改正の中で、小規模な18人以下の通所介護について、地域密着に移行をするということでございます。片丘にあります百寿荘も現在18人以下ですので地域密着に移行をいたしますけども、中には、規模を拡大をして、県指定の例えば25人以上の通所介護に移行する事業所もありますので、これは選択制になります。なお、指定につきましては、みなし方針でございまして、自動的に。例えば今5施設予定しておりますけども、28年4月1日以降、特に申し出がなければ自動的に地域密着に移行するものでございます。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。

○**篠原敏宏委員** 非常に課長の説明はわかりやすく、これ読んだだけでは事前勉強ではわからなかったところが幾つかあったんですが、その1つは、76ページですね、概要。国の基準と同様というふうに説明がありましたね。全く国の基準どおりにこの制度がなっていると。市ではそれを定めたということでよろしいですか。

○**長寿課長** 93ページをちょっとお開きになってください。最初の資料で申し上げましたけども、全て国の基準に定めておりますけども、93ページの第2項の中で、5年間、その完結の日から2年間、第4号、第5号ということがございますけども、これは苦情と事故に対しては5年間になっておりますので、国の要綱ではここが2年になっておりますので、この部分を5年間ということで、もう1カ所変えてあるだけであります。あとの内容は全て国の基準どおりに、同じ内容で条例の改正を行っております。以上でございます。

○**篠原敏宏委員** よくわかりました。ということは、国の基準以外に横出しサービスをする市町村があるということは、情報としてはありますか。

○**長寿課長** 冒頭の資料でございますけれども、この地域密着型につきましては、市町村が独自の介護報酬と指

定基準を設けることができるということがございまして、恐らく、介護報酬は多分ないと思いますけども、中には、例えば人員の基準を緩和したりするところも市町村によっては、保険者によってはあるかなということで解釈をしております。以上でございます。

○篠原敏宏委員 よくわかりました。あと、赤字で書いてある第3章の2の、百寿荘さんとか5施設が今デイサービスなんかでやっているサービス以外に、この地域密着のサービスというのは違うメニューが加わると。そうすると、その分は加算で介護保険の対象ですよ。それで市からこれは出ると。それで国からお金が来ると。それは、追加されるサービス分は市がみると、そういう構造でよろしいですか。

○長寿課長 非常にわかりにくいんですが、これまで例えば百寿荘さんも、県の指定で、あすになると思いますが介護保険特別会計の中で説明しますけども、予防給付として支払っておりましたので、支払自体は全く変わってこないですね。報酬単価も変わりません。ただ、県の指定から市町村の指定に変わるだけありますので、そこだけが変わるものでございます。わかりにくくて済みません。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかによろしいでしょうか。

○山口恵子委員 今のお話ですが、県から市のほうに変わるということが、今後市が事業内容の調査というか監督というか、適正に行われているかどうかというところの判断は、現場調査も含めてしていくってことで、また新たなサービス内容が加わっているの、その点、市としてはどういう対応が加わるのか、その視点がどうなのかお聞きしたい。

○長寿課長 これまでですね、百寿荘さんを例に申し上げますけども、市町村の立ち合いの検査の権限ございました。ただ、指導の監督権まではございませんでしたので、今回その地域密着に移行しますと、市町村が指定していきますので、その指導監督権限が強化されていくものでございます。なお、今、県の指定の居宅サービスを30年4月の1日から全ての事業所、先ほど言いました特別養護老人ホームも桔梗荘も全て市町村の指定に移行になりますので、30年4月1日からはもう全て市町村になりますので、市町村が指導監督権限ということで強化されますので、すると地元の中で例えば不正がありますと、市町村が監督権限を持ってきますので、非常にそういう市町村の力が強くなるかなということで考えております。以上でございます。

○山口恵子委員 その辺ですね。特に専門的な部分を、一般事務の職員の方がその辺をするのか、それとも市としても専門職、専門的な立場から調査をしていくのか、その辺はどのようにお考えですか。

○長寿課長 現地に入るときには、市町村と県の職員も入ってきますので、やはり私ども、レベル的にやはりあまり指導できない立場でございまして、県の職員と連携を図りながら指導を徹底するように考えております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 地域密着型サービスの解説のところに、運営協議会の開催ということで書いてあります。それで、この協議会のメンバーというのはどのような構成になりますか。

○長寿課長 これは、各事業所が定めているものでございますので、今私どもがお伺いしている中では、例えば地区の区長さんとか民生委員さんが中心になっておりますし、中には老人クラブの役員さんとかボランティアの方を入れている方もいらっしゃいますので、それについては、例規上では、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員ということがありますが、私どもも行きますし、あとは利用者と利用者の家族も一緒に

同席しながら、運営推進協議会、今は基本的に2カ月に一遍ですけども、私どもも出席しております。以上でございます。

○**委員長** よろしいですか。はい。ほかによろしいでしょうか。ないようですね。

それでは、自由討議を行います。何かございますか。ない。

それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第17号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第17号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第18号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** 同じ資料の124ページをお願いいたします。124ページとなります。議案第18号の表題の条例は、最初にお配りいたしました資料の右側の条例で、地域密着型介護予防サービスとして、要支援の方が利用できるサービスにつきまして人員等の基準を定める条例となります。

1の提案理由につきましては、議案第17号と同様に、この条例の基準となる国の省令に定める基準が改正されることから、必要な改正をお願いするものでございます。

2の概要におきましても、要支援の方が利用できる認知症対応型通所介護につきまして運営推進会議の設置を義務づけるものなどでありまして、条例の施行等におきましても、平成28年4月1日から施行いたしたくお願い申し上げます。

右ページの新旧対照表につきましては、先ほどの議案第17号のうち、この条例に規定する介護予防サービスに該当する事業につきまして、17号議案とほぼ同様の内容となりますので説明を省略させていただきます。以上です。よろしく申し上げます。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。

○**丸山寿子委員** 済みません、17号のほうともちょっと同じことになるんですけど、運営推進会議の設置を義務づけるとあります。今までは義務づけではなかったということですか。

○**長寿課長** これまでは、やはりなかったですね。それで、地域密着に移行するということで、やはり地域の皆様方、特に住民の皆さんの意見を反映するというので、今回の新たにできたものでございます。以上です。

○**丸山寿子委員** 義務づけがないという中で、私もちょっとあるグループホームのところに少し参加させてもら

ったというところがあります。市のほうで毎回出てくるかは別としても、やはり参加というか、かかわってくださるとことで、どれだけ心強いかがあると思います。また、地域に、近くに住む方ですとか、それから家族というのは、利用者の家族というのは、やはりそこに参加してるということで、より開かれた社会じゃないですけど、オープンな雰囲気といいますかね、ざっくばらんにいろんなことをテーマを話し合えるということにつながるといいますので、義務づけということでもありますので、その辺についても、市のほうではしっかりと見守っていただきたいと思いますので、ちょっと一応答弁をお願いします。

○長寿課長 私も本当、各事業所に行きましてですね、やはり地域の皆様方、例えば地元にある施設ということで大分意見を言う方もいらっしゃいますので、この推進会議というのは本当に大事なものだと思います。私ども職員が行きますので、例えば何か指摘なものがありましたら、また私どもも指導をしていきたいと思っております。以上でございます。

○丸山寿子委員 済みません、かかわることで、やはり地域の方も災害のときに救難対応ですとか手伝ってもらえたり、また、今、介護職員もなかなか大変な仕事ぶりの中で、ボランティアあるいは家族も手を出せるところを出していくというようなことで、いいお話し合いができるという面もあると思いますので、よろしく願います。要望です。

○委員長 要望で。ほかにはよろしいでしょうか。

○山口恵子委員 ちょっと全般的な大きなことになるんですけど、介護予防、要支援の方の介護予防事業が、保険制度の中で市のほうに移管されるということで、その介護保険制度の改革に対して批判の声があるんですけど、市のほうできめ細かく丁寧に介護予防事業をしていただくことはとてもありがたいことですが、その事業が介護保険制度、介護保険サービスの保険料をいただいている中で実施していくということでもいいのかどうか。市費で単独で今度やらなくてはいけないというふうになるのかどうか。その辺、ちょっと住民の中に誤解があるような気がしますので、正しい状況をお聞きします。

○長寿課長 第6期の計画の中で、要支援1の方のデイサービスの通所介護とホームヘルプサービスの訪問介護が市町村事業、これまで保険給付でしたけども、それが市町村事業に移行するとともに、住民皆さんの見守りや栄養改善を目的とした配食サービスが入ります。また、一次予防と二次予防の枠が撤廃されまして、全ての1号被保険者を対象にして介護予防事業も変わりますので、それが総合事業ということで、私どもは平成29年度に移行をしていきます。

内容につきましては、給付を国の事業から市町村事業に移行しますが、財源のほうは全く変わりはありませんので、これまでどおり進めていきます。なお、介護予防事業が大きく変わりますので、地域で支えるような、自主的にできるような介護予防の取り組みも今検討を進めております。以上でございます。

○山口恵子委員 今までどおり介護保険サービスの事業費の中から財源が賄われるということで、その点は変わらないということよろしいですか。

○長寿課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。何かございますか。

ないようです。討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第18号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 はい。異議なしと認め、議案第18号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長 議案第19号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案関係資料の132ページをお願いしたいと思います。

まず、提案理由と概要についてですが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令、これの公布によりまして一部改正される放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、改正を行うものであります。

具体的に申し上げますと、現在、児童館に勤務する放課後児童支援員の要件の1つとしまして、学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者というものがございしますが、この要件に新たに義務教育学校、つまり小中一貫教育を行い、9年間一体的に教育を行う学校の教諭、この資格を有する者というものを加えるものでございます。

133ページ、新旧対照表になりますけれども、第11条第3項第4号の部分ですけれども、中学校と高等学校の間の部分に義務教育学校をつけ加えるものでございます。施行日につきましては、平成28年4月1日となっております。以上、よろしく願いいたします。

○委員長 はい。ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。

○丸山寿子委員 基本的なことでお聞きしますが、義務教育学校というふうな記載ですけど、具体的には何かということをお聞かせください。

○こども課長 この義務教育学校につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律、これが平成27年6月24日に公布されておりますが、これによってですね、新たな学校の種類として義務教育学校というものが創設されております。この目的につきましては、学校教育制度の多様化、それから弾力化を推進するために、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度、これを新たに創設したものでございます。この義務教育学校というのは、国立、公立、私立、いずれも設置することができます。それから、こちらにつきましては、1年生からいわゆる9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特性を生かしまして、9年間の教育課程におきまして、例えば4年3年2年になるか、5年4年といった、柔軟な学年の階層の区切りを設定することが可能であるとされておまして、現在この近辺とか県内にはございませんけれども、こちらのほうへ移行してくる学校は、今後出てくるであろうかなということを考えております。以上です。

○副委員長 ということは、免許制度が変わったということでしょうか。

○こども課長 新たに変わったということでございまして、小学校の免許と中学の免許、両方必要なもの、両方を得ている者がこちらの義務教育学校のほうに勤務できるということですので、その両方の資格を有する者ということになります。

○篠原敏宏委員 今の話で、前からちょっと気にはなっていたんですが、小中一貫校というのをこの義務教育学校という形で実現するといったときに、今言われる資格を両方持っている先生だけが、例えば異動の対象でその学校に来るといったら、そういう先生を各地から長野県教育委員会の中で拾ってくると言ったらおかしいですが、異動させるというふうに考えていいんですか。その人たちしか、逆に言うと、その学校で勤務できないかどうか。

○こども課長 それにつきましては、現在ちょっと経過措置がございまして、当面制度スタートしたところですので、小学校の免許のみ、中学校の免許のみの方でも、それ相応の部分については教えることができるというふうになっておりますので、しばらくは経過措置をとりまして、それから、これが本格的に施行されるということになりますと、それぞれの対応をしていくということになるかと思っております。

○篠原敏宏委員 例えば5・4制にこの学校はしたいといったときに、中学校の先生しか持っていない人は、5・4の最初の1年のところは受け持つことができないとか、免許からすると、厳格にいくとそういうふうになりますよね。ですから、そういうことを、今回この制度改正とかで、例えば緩和をすとか運用幅を広げるとか、そういう要素がこの中にあるんですか。

○こども課長 それにつきましては、今後の制度を進めて行く中で、状況に応じた対応というのを、多分、文部科学省のほうでも行っていくようになるのではないかなというふうに考えております。

○委員長 いいですか。ほかには。

○山口恵子委員 今回の議案は、放課後児童健全育成事業に係る資格者を拡大するということにはなりますが、具体的にどういった事業で、こういった義務教育学校の教員という資格を必要としているのか、考えているのか、その点はどうか。

○委員長 答弁を求めます。

○こども課長 現在、児童館・児童クラブにおきましては、児童の健全な育成ということで、子供の居場所づくりということもあります。それにあわせて適切な教育といいますか、学校の補完的な意味で教育をそれぞれ付与するという意味もありますので、そういう意味においては義務教育学校の免許のある先生が来られるということは、児童館自体は小学校が主になりますけれども、そこから中学校につながっていくという接続のような意味もありますので、そういった意味では、こういう先生が来て子供たちに接していただけるというのは、非常に重要な意義があるかなというふうに考えております。

○山口恵子委員 関連があるかどうかかわからないのですが、今回の28年度の市の予算の中で、児童館・児童クラブの充実で支援員を配置するということが載っているんですけど、そういったところにも、今後この方は力を発揮していただけるという捉え方でいいのかどうか。ちょっとその辺がわからないんですが。

○こども課長 とりあえず今の新年度予算の支援員につきましては、児童館自体の底上げといいますか、子供たちによりよい支援を与えるという意味で、その補助的な役割を担っていただいておりますので、まだちょっとそこまで大きい部分で考えておりませんが、これから先だんだんそういう方向になってくれば、そういうほうでも

ちょっと考えていかなければいけないかなというふうに感じております。

○**金田興一委員** ちょっとわからないので少々教えてほしいんですが、これは資格要件だと思うんですよね。それで、この学校教育法の中に小中一貫校の免許っていうのは新しくできたわけですか。

○**こども課長** こちらにつきましては、一応義務教育学校ということになりますが、義務教育学校の免許ということではなくて、小学校と中学校の両方の免許を有する者が義務教育学校に勤務することができるという規定になっております。

○**金田興一委員** そのところはわかってるんですが、これは言ったってしょうがない、国で決めたやつなんで。この義務教育学校ってあえて入れたっていうのは、資格要件に入れたのかと思ったんですが、以前でも小学校、中学校それぞれの免許を何か持ってるわけだよね。だから、ちょっとまだわからないけど、いいです。

○**副委員長** 今、免許更新制度というのがあって、ちょうど私の年から永久免許になるんですけど、それより以前の方は退職するときに免許があればいいんですけど、若年で退職した方、例えば50代とか40代で退職された方は、免許更新の手続きを取らなくて60を過ぎる場合がありますよね。こういう場合は厳密に適用されるのでしょうか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**教育長** そういうところは厳密になっていくことになると思います。免許のない教員が、その資格なく指導することはできないので、そういうことになろうかと思えます。

○**委員長** いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありますか。

ないので、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第19号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第19号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決めます。

それでは、ここで10分間休憩をとります。

午前10時05分 休憩

午前10時14分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開します。

議案第20号 塩尻市指定介護予防支援者等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**委員長** 議案第20号塩尻市指定介護予防支援者等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** 同じ資料の134ページをお願いいたします。次のページ、134ページとなります。議案第20号の条例は表題の条例名の最初にあります塩尻市指定介護予防支援等の事業とありますのは、長寿課内などにあります地域包括支援センターが行う事業であり、地域包括支援センターの人員及び運営基準などを定める条例となります。この条例におきましては、平成25年6月に公布された第3次地方分権一括法により、26年12月市議会において制定したもので、国の基準と同様の内容を定めております。

1の提案理由につきましては、最初に記載してあります地域における医療及び介護の総合的な確保とあります法律は、平成26年6月に公布されたもので、医療介護総合確保推進法と呼ばれています。この法律は、地域包括ケアシステムの構築などを柱に、介護保険法や医療法など合計30の法律の一部改正が行われているもので、介護保険法の改正では、平成27年4月1日以降段階的に施行される中で28年4月1日から施行される介護保険法の改正に伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。

2の概要では、引用している法律の介護保険法が改正されることから、その条項を改めるもので、条例の施行日は平成28年4月1日から施行いたしたくお願い申し上げます。

右ページの新旧対照表につきましては、ごらんとおり引用している介護保険法の条項を改める改正内容となりますので、説明を省略させていただきます。以上です。よろしく申し上げます。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。

ないようですので、自由討議を行います。何かございますか。

ないようです。討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第20号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第20号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第21号 地方税法第314号の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例について

○**委員長** 議案21号地方税法第314号の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**交流支援課長** では、議案と議案関係資料の136、137ページ両方をお開き願いたいと思います。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例についてでございますが、これは、市民活動団体やNPO法人の育成を目的といたしまして、市がこの条例で指定するNPO法人への寄附金を個人市民税の寄附金税額控除の対象とすることで、市民のNPO法人への寄附を促し、NPO法人の財政基盤の強化を図るものであり、また、当該法人が市に条例指定されますと、もう一つランク上の認定NPO法人になるための条件が大きくクリアされることとなります。認定NPO法人となりますと、寄附者

は、市税のみならず国税や県税も優遇税制を受けられるものでございまして、NPO法人を大きく後押しすることになりさらなる財政基盤の強化にもつながり、活発な市民活動が期待されるものでございます。

議案の第21号でございますが、地方税法の314条の規定により、指定するには市町村の条例によりNPO法人を指定しなさいということになってございまして、現在、市内では28のNPO法人が活動しておりますが、このNPO法人に意向アンケートや説明会を開催いたしまして、11のNPO法人から申請がございまして、審査によりまして条例で指定をする運びとなったわけでございます。もしこれがゼロであれば、条例ということではなかった次第であります。

また減税につきましては、個人が1万円を寄附した場合は、計算すると480円の減税。市としましては、収入がなくなるということになります。またこれによりましてNPO法人がふえていけば、法人市民税の増加ということも考えられるということでございます。

議案関係資料でございまして、新旧対照表によりまして、34条の5につきましては、控除できる項目を列挙してございまして、その中で(4)を増設いたしまして、ここに市の条例で指定したNPO法人を、特定の寄附金をみなしたものとするというふうにつけ加えることで減税を進めるものでございます。

附則でございまして、施行期日は平成28年4月1日からといたしまして、制定後には指定NPO法人のPRや、寄附の仕組みにつきまして幅広く周知をしまっている活動支援をしまっている事業展開をまいます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。

○篠原敏宏委員 要はNPOですが、この11法人が手を挙げたということで、その11を決める条例ということですね。今回、この別表で新たにこの11の法人を条例で指定をすると。

○交流支援課長 11法人につきましては、こちらで規則をつくりまして審査いたしまして11法人を指定いたしました。基準となるものは、市内に事務所があること、認定NPO法人、仮認定NPO法人ではないこと、市税を滞納していないこと、法人市民税の申告をきちんとしていること、あるいは公益性、地域課題を解決する団体であること、欠格条件がないこと、というようなことを規則で定めまして、それに従いまして審査をしまして、条例で指定をしていただくということでございます。

○篠原敏宏委員 ということだというふうに私も理解をしていますが、1つお聞きしたいのは、この11法人がこの別表で今回定められたということで、仮にここへ例えば新しい法人が手を挙げたり、または、今やってる法人がもうこの手続きはいらぬということでおろしたりという、そのたびにこの条例改正しなきゃいけないわけですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○交流支援課長 そのとおりでございます。要望に従いまして、そのたび、審査をまいます。

○篠原敏宏委員 そういうことですか。

○委員長 ほかにいいですか。

○篠原敏宏委員 今、寄附を受けることを想定して、この各法人は、そういう場面があったときには、その寄附金額が税の控除対象になるという想定ですね。だから、その想定がされる法人は、今手を挙げて控除のメリットを受けられると、そういう理解でよろしいですか。

○交流支援課長 そのとおりであります。そのために私どもPRもしっかりしたり、例えば税理士事務所にも周知したり、税務課と連携をとったりして、育成も兼ねてPRも兼ねて進めてまいりますし、指定されたということになれば、ブランドが上がったと言いますか、信用も上がることになると思いますので、ますます市民活動が活発になるんじゃないかと考えております。以上です。

○篠原敏宏委員 この寄附金額によって控除率や適応になる、これは全部対象になるんでしょうが、段階的に、例えば100万円寄附を受けた場合は控除はこのくらいというような、そういうふうには決まってるんですか、この制度は。

○交流支援課長 あくまで、これは税法上内の控除の率でやってまいります。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 もう1点だけ。この表の中の一番右欄、期間の決めがありますが、28年4月1日から32年12月31日までということで、全部そろってますが、これは、この期間を経過すると今度はまた条例改正をして新たに決め直していくという、そういう手続きをとるということですか。

○交流支援課長 そのとおりでございます。5年もたつて法人も変わっている場合もありますし、監督をするという言い方はおこがましいんですけども、指導をしていくということで期限をつけてございます。以上です。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○山口恵子委員 先ほど幾つかの審査項目をお聞きしましたが、審査するメンバーはどんな立場の方が審査をされているのかお聞きします。

○交流支援課長 一応、市で規則をつくりまして、その規則によりまして交流支援課で審査をしております。支援課の課長と担当係長とでやっております。申請書を出していただきまして。

○委員長 はい。いいですか。課長と係長。ほかによろしいでしょうか。

○交流支援課長 つけ加えまして、一応、NPO法人という資格は県の審査で通っておりますので、あまり厳密には、厳密にはやっておりますけれども、以上です。

○委員長 今のところ、削除しますか。いいですか。ほかによろしいでしょうか。

ないようです。自由討議を行います。何かございませんか。

ないようです。討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第21号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 はい。異議なしと認め、議案第21号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第53号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第53号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、資料は追加関係資料の5ページをお願いいたします。

まず、提案理由についてでございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布によりまして、一部改定される家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、平成28年4月1日から施行されることなどに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

改正案の概要についてでございますが、家庭的保育事業、この施設につきまして、まず引用している建築基準法施行令の条項を改めるものでございます。小規模保育事業A型、これにつきましてはゼロ歳から2歳の待機児童を対象に、地域で預かります地域型の保育という制度がございます。これと事業所内保育事業、こちらにつきましては、企業が設置をしております、従業員の子供にプラスしまして、地域枠と申しまして地域で保育を必要としているお子さんを預かる施設でございます。この2つの施設につきまして、具体的には、4階以上の階に保育室等がある場合は、避難用としての屋内階段か特別避難階段を1つ以上設置するというものでございます。この特別階段というものはどんなものかと申しますと、火災の場合、火や煙がですね、階段を伝って上がったり下がったりということがありますので、それに巻き込まれて被害を受けるという場合が多いものですから、階段をですね、保育室とか部屋からちょっと離しまして、例えば間にもう1部屋、部屋をつくるとか、それから階段にバルコニーをつけて外へ逃げられるような形にするとか、そういった形ですね、階段を区切ったもの、要は、避難しやすいように区切ったものを特別避難階段と申します。これを設置しなければならないというものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいのですが、小規模保育事業A型につきましては、6ページの29条の部分にそのことが書いてございます。それから、事業所内保育事業につきましては、8ページになりますけれども、第44条の部分になります。

続きまして、小規模保育事業所A型と保育所型事業所内保育事業、今の2つでございますけれども、これにおける保育士の配置基準に係る特例、これがございます。これにつきましては、職員配置に関する条例としまして、ここは保育士不足を解消するために保育士の配置基準の一部を弾力化するための措置となります。対象につきましては今の2つになりますけれども、小規模保育事業所A型に関しましては、こちらの基準としましては、例えば、ゼロ歳児につきましては、子供3人に対して保育士1名とプラス保育の質の確保のために、さらにもう1人、合計2名の保育士が必要というふうになっておりますけれども、例えばこの子供が3人ではなくて2名しかいなかった場合、保育士は1人でよいというふうにするものです。また、保育士の人数を数える際に、本来ですと、保育士の人数を保育士の資格が必要になるわけでございますけれども、ここに弾力的に幼稚園教諭、それから小学校教諭、養護教諭の免許がある者も保育士としてみなすということでございます。

また、小規模保育事業所A型で1日8時間を超えて預かる場合、預かる時間帯を通じて必要となる保育士と定員から必要となる保育士の差を、保育士並みの経験のある人で埋めることができるというものでございます。例えば11時間の保育を行う場合に、保育士1人の勤務時間が8時間としますと、8時間以上の部分についてさらに保育士が必要ということになりますので、その部分については保育士の資格はなくても、保育士並みの経験がある人を充てることができるということで、弾力的な運用を図ってくるものでございます。こちらにつきましては、新旧対照表の9ページにありますけれども、附則の第6号から9号の部分でございます。

施行日につきましては、職員の配置につきましては28年の4月1日から、建築基準法に係る特別階段の部分に関しましては28年の6月1日からとなっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんより御質問ありませんか。

○丸山寿子委員 説明の中で、保育士並みの経験のある人とありましたけど、具体的にはどういう人を指しますか。

○こども課長 こちらにつきましては、例えば自分のお子さんを育てた経験がある人であるとか、過去に何らかの形で保育に3年以上かかわったことがある人というのが、1つの基準になっております。

○篠原敏宏委員 家庭的保育事業というものをよくわからなくて質問するんで申しわけないんですが、小規模保育事業所A型があるということは、B型とかC型とか、そういうほかの種類の施設もあるということでしょうか。

○こども課長 こちらの小規模保育事業につきましては、3つの型がございます。A型、B型、C型と申しまして、それぞれ職員の配置基準ですとか、児童1人当たりの面積が変わってまいります。例えば、A型につきましては、保育所の配置基準、要は、ゼロ歳児でいきますと、子供3人つきまして保育士1人、1、2歳児につきましては、6人に対して保育士が1人となっておりますけれども、ここにプラス1名を加えるとA型の許可が得られます。保育室等につきましては、ゼロ、1歳児については、1人当たり3.3平米、それから2歳児につきましては、1人当たり1.98平米となっております。

B型につきましては、やはり保育士の配置基準がありまして、これにプラス1名でございますけれども、職員の資格としては、半分以上が保育士でなければならないという基準がございます。

それから、C型につきましては、これはゼロ歳児から2歳児につきましては3対1。要は1名の保育士の増員分が必要ないということになりますけれども、職員の資格としては、家庭的保育者ということになっております。これにつきましては、やはりゼロ、2歳児につきましては、1人当たり3.3平米、保育室、個室が必要となっていることございまして、一応こちらの3つの型に分かれております。

○篠原敏宏委員 わかりました。そういうふうになっていることさえも知らなくて、申しわけないんですが、今回、その中のA型だけが対象になって、BとかCが対象になってないと、制度の中では。これはどういう理由とかあれがあるんですか。

○委員長 答弁を求めます。

○こども課長 こちらにつきましては、施設的な部分もございまして、例えば家庭内保育事業につきましても、実際に行われているのが、普通の例えば平屋のマンションの1階の1室であるとか、そういう場合等もございまして。ただA型につきましてはやはり高層階、そういったところでも設置することができるということになっておりますので、それに基づきまして建築基準法の絡みがかかわってきたということでございます。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 1つだけ。市内にはこのA型並びに、この後の事業所内保育事業所というのは、幾つくらいあるんですか。

○こども課長 市内に現在小規模保育事業所はございません。それから、事業所内保育事業というのは、現在企業さんで実際設置をされているところはございますけれども、ここで言う事業所内保育事業というのは、そこにお勤めの方だけではなくて、地域の方も受け入れないといけないというふうになっておりまして、そちらに乗っ

かってやっておられるところは今のところございません。

○委員長 ほかにはいいですか。

ないようですので、自由討議を行います。何かございますか。

なし。ないようです。討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第53号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第53号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健衛生対策費及び4目母子保健指導費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費（6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く

○委員長 それでは続きまして、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算中、3款民生費2項児童福祉費から5款労働費まで、151ページから182ページ、それから201ページから202ページまでです。説明を求めます。

○市民交流センター次長 それでは、予算書113ページ、114ページ、16目市民交流センター費でございます。予算説明資料では38、39ページになります。予算書の説明欄に従いまして説明させていただきます。

初めに1つ目の白丸、嘱託員報酬3人分と社会保険料ですが、交流企画協働コーディネイター等の嘱託員の報酬となります。

3つ目の白丸、市民交流センター管理諸経費につきましては、施設の適切な維持管理を行う経費1億1,863万9,000円でございますが、その中の主なものでございますが、上から10個目、下のほうになりますが、の黒ポツ、施設管理委託料3億6,723万円でございますが、市の占有部分の清掃、警備、空調機器保守点検等管理委託料となっております。その下3つ目の黒ポツ、駐車場使用料802万7,000円につきましては、市営駐車場の使用料になります。その下4つ目の黒ポツ、施設管理分担金6,238万8,000円でございますが、交流センター管理組合への支払いで、共益費、電気使用料、下水・水道使用料の分担金になります。

次の白丸、市民交流センター交流企画事業につきましては、5つの重点分野、図書館、子育て支援、ビジネス支援、市民活動支援を融合させた事業の実施及び、それから総合窓口等の施設の運営に関する経費1,704万円でございます。3つ目の黒ポツ、臨時職員賃金につきましては、2階総合受付担当の臨時職員の賃金となっております。めくって116ページでございます。一番上、講師謝礼145万円でございますが、交流センター内の企画運営を行うイベント、各種講座等の講師に係る経費でございます。8個下の黒ポツで、IT講座運営事業委託料400万円でございますが、市民向けのパソコン講座の委託料になります。2つ下の黒ポツ、市民営提案事業委託料99万7,000円でございますが、施設の市民営に向けまして市民活動団体等に事業の提案を募り、

行政が行うよりも大きな効果が期待できる事業について事業委託をするものでありますが、交流企画事業にしまして委託するものは、内容は、子供だけのまち、子供塩尻の開催でありまして、子供塩尻の中で子供たちに社会の仕組みを知ってもらうというイベント企画でございます。

次の白丸、協働のまちづくり推進事業費685万8,000円でございます。中ほど11番目の黒ポツ。市民営提案事業の231万円でございますが、2件の事業委託でございます。1つは、市民大学プラットフォームを活用した共助によるえんぱーく推進事業を、えんぱーくらぶに市民営として委託をいたします。市民が先生、市民が生徒となる市民大学、信州アルプス大学の講座の展開とともに、また講座を通じて、えんぱーくサポート事業を実施をするというものでございます。もう1つは、市民活動支援業務でありまして、ともにまちづくりを推進していく担い手となる市民公益活動団体の自立支援を業務とするものであります。一番下の黒ポツ、まちづくりチャレンジ事業補助金320万円でございますが、まちづくり活動を考えている団体の皆様に、段階に応じた団体の自立を目指す事業展開を目指しまして、10万円から40万円の補助をするものでございます。

最後の白丸、市民交流センター情報関連機器運用事業1,909万1,000円でございますが、市民交流センターの情報関連ネットワークを利用者のニーズと利用体系に即した情報提供サービスを行う経費でございます。ネットワーク機器使用料、保守点検料等でございます。以上でございます。

○副事業部長兼福祉課長 それでは予算書の131、132ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費になります。2つ目の白丸になります。社会福祉事務諸経費になりますけれども、下から4つ目の黒ポツ、車両保険料、その下検査手数料、1つ飛んでいただいて車両重量税につきましては、福祉課の地域福祉係が管理している車両の車検費用になります。

4つ目の白丸になります。地域福祉推進事業、下4つの黒ポツですけれども、こちらはいずれも塩尻市社会福祉協議会への事業補助金になります。

次の白丸ですけれども、民生委員等活動推進費、こちらは民生児童委員による地域住民の生活状況把握や、必要に応じた見守り、相談等の活動を支援するため、福祉委員報酬、民生委員協議会活動補助金、民生委員活動費等交付金を計上してあるものです。また、本年11月30日をもちまして任期満了になることから、一斉改選となり、民生委員推薦会委員報酬、退職福祉委員記念品代等を計上させていただいております。

次のページ133、134ページをお開きください。2つ目の白丸になります。塩尻市戦没者追悼事業ですけれども、こちらは3年ごとに開催しております市主催の追悼式を実施するための事業費になります。開催予定につきましては、予算説明資料18ページで説明してあります。本年11月18日を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の白丸、ふれあいセンター洗馬施設維持費、またその次の丸、ふれあいセンター広丘施設維持費につきましては、塩尻市社会福祉協議会への指定管理料、それとマイクロバスの必要経費になります。ふれあいセンター洗馬につきましては、指定管理期間が平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年年うちの4年目となります。ふれあいセンター広丘につきましては、27年4月1日から32年3月31日までの5カ年の2年目となります。

次の白丸になります。臨時福祉給付金給付事業ですけれども、それと次のページ135、136にありますように、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、これにつきましては、予算説明資料18ページで説明をして

おりますので、あわせてごらんいただければと思います。臨時福祉給付金給付事業につきましては、27年度、本年度に引き続きまして、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、国が支給する給付金の給付業務に係ります事業費を計上させていただいたものです。こちらの支給対象者につきましては、基準日が平成28年1月1日、本市に住民登録をさせていただいた方で、市県民税均等割が課税されていない非課税の方が対象でありまして、課税されている方に扶養されている方は対象外となります。支給額につきましては、対象者お一人に対して3,000円。対象予定者ですけれども、1万1,300人を予定しております。支給の時期につきましては、10月中旬からを予定しております。次のページの135、136ページ、下から4つ目の黒ポツ、給付金システム改修委託料ですけれども、こちらは27年度事業で使っておりましたシステムから、基準日、支給額等が変更になるために改修が必要となりますので、その委託料になります。次の給付金申請書等作成業務委託料ですけれども、こちらは申請書の作成、印刷、封筒詰め作業を一括して委託しようとするものです。

次の白丸、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業ですけれども、こちらは国の言うております1億総活躍社会実現のための対策の1つといたしまして、低年金受給者等を支援するため国が支給する給付金の給付業務費用になります。下から4つ目の給付金システム改修委託料ですけれども、こちらも臨時福祉給付金のシステムを、この事業の支給条件に見合うよう改修を委託しようとするものです。また、給付金申請書等作成業務委託料につきましては、先ほどの給付金と同じく申請書の作成、印刷、封筒詰め作業を一括して委託しようとするものです。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、高齢者向け給付金と障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者を対象とした給付金の2種類があります。高齢者向け給付金の支給対象者は、市県民税均等割が非課税、課税されていない方で、課税されている方に扶養されている方は対象外となります。こちらの基準日は、平成27年1月1日本市に住民登録をしていた方で、28年度中に65歳以上になる方が対象となります。支給額は3万円で、支給対象者は6,305人を予定しております。こちらの支給時期につきましては、5月下旬からを予定しております。それから、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者を対象とした給付金につきましては、基準日が28年1月1日、支給額は3万円で、対象者は795人を予定しております。支給時期につきましては、臨時福祉給付金と合わせての支給で、10月中旬からを予定しております。

次の白丸、生活困窮者自立支援事業ですけれども、1つ目の黒ポツ、自立相談支援事業委託料は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の第2のセーフティーネットとして相談や就労の支援を行う生活就労支援センター、マイサボ塩尻になりますけれども、こちらの事業を塩尻市社会福祉協議会へ委託するものです。次の黒ポツですけれども、低所得者資金貸付事業補助金は、生活保護の決定を受ける前の段階で必要となります生活資金の貸付事業に対しまして、社会福祉協議会に補助金を交付するものです。

次、2目障害者福祉費。2つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費になります。次のページ137、138ページをお開きください。4つ目の黒ポツになりますデータ移行委託料ですけれども、こちらは現在使用しております総合福祉システムが10月末でリース切れになることに伴いまして、新たなシステムを導入することになり、入札により業者が変わることになりますと、データ移行の費用が発生するということが想定されるため、その移行に必要な委託料を計上したものです。下から3つ目の障害福祉システム使用料につきましては、給付金の重複請求等をチェックし、適正化を図るためのシステム使用料になります。

次の白丸、障害者生活支援事業になります。2つ目の黒ポツですけれども、通所通園通院等推進事業補助金です

けれども、こちらは人工透析のための通院費や障害児通所施設への交通費の一部を助成するものになります。1つ飛んで、次の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金になりますけれども、こちらは、今までも県の地域福祉総合助成金交付事業に基づきまして、身体障害者手帳の対象とならない難聴児の補聴器の購入や修理に要する経費に対し助成をしてきましたけれども、28年度からは市単独事業といたしまして子供の聴力の向上や言語の発達のため、医師が必要と認める場合に限りまして、県が認める補聴器よりも高機能の補聴器の購入に対しまして助成しようとするもので、前年度に比べて、算額が増額となっております。

次の白丸、障害者福祉サービス事業ですけれども、こちらは平成27年度の予算までは障がい者と障がい児の予算をこの事業費に一括して計上をしておりましたけれども、28年度予算からは基準となる法律が違うことから、障がい児と者を分けて計上しているの御理解をいただきたいと思っております。それでは、障害者福祉サービス事業の4つ目の黒ポツになります。障害者等補装具給付費は、車椅子や補聴器、補装具の購入や修理に対し給付金を支給するものです。次の黒ポツ、福祉サービス給付費は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するもので、サービスの内容につきましては予算説明資料19ページで説明してありますので、あわせてごらんいただければと思います。前年に比べまして、サービスの利用者また利用件数ともに増加していることから、27時年度予算より4,400万円余の増額となっております。

次の白丸、障害児入所給付事業は、児童福祉法に基づく障がい児の生活や、療育の支援をするためのサービス給付金になります。こちら、予算説明資料19ページにサービスの内容がありますので、一緒にごらんください。障害児のサービス給付につきましても、前年に比べ、サービスの利用者、利用件数ともに増加していることから500万円余の増額になっております。

次の白丸、地域生活支援事業ですけれども、1つ目の黒ポツ、手話通訳者・要約筆記者派遣賃金ですけれども、こちらは聴覚障がい者等の申請に基づきまして派遣用務を行った手話通訳者及び要約筆記者の賃金になります。28年度は、時間当たりの単価を1,530円だったものを1,600円に見直しをさせていただいております。次のページ、139、140ページをお開きください。5つ目の黒ポツになります。専任手話通訳者特種検診受診料ですけれども、こちらは福祉課に配属しております手話通訳者の頸肩腕障がいになりやすいということで、特定検診を受診するための受診料を計上させていただいております。1つ飛んで次の黒ポツですけれども、点訳奉仕員等養成事業委託料は、手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成や育成、研修事業を塩尻市社会福祉協議会に委託するものです。次の地域活動支援センター事業運営委託料になりますけれども、こちらは、障害者総合支援法による障害福祉サービス以外で、障がい者の日中活動を支援する事業で、ならかわ共同作業所をビレッジならかわ、それから、すみれの丘での創作講座を塩尻市社会福祉協議会に、それぞれ委託するものです。次の黒ポツ、障害者相談支援事業等委託料ですけれども、こちらは松本圏域障害者相談支援センター等の運営委託料になります。下から2つ目、地域生活支援事業給付費ですけれども、こちらは、障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の任意事業として、障がい者が在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図るため、利用者等の状況に応じまして市が定めるサービスを提供するもので、こちらにつきましては、予算説明資料20ページにサービスの内容を記載してありますので、あわせてごらんください。次の黒ポツですけれども、障害者等日常生活用具給付費ですけれども、こちらは在宅の重度心身障がい者等の日常生活の便宜を図るために、紙おむつとか尿取りパット等の日常生活用具を給付するものになります。

次の白丸、自立支援医療給付事業ですけれども、こちらは心身の障がいを除去、軽減するための医療費の自己負担額を軽減するための給付事業になります。下から4つ目の黒ポツになります。更生医療給付費は、身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方が対象になります。その下の黒ポツ、育成医療給付費は、児童福祉法に規定された18歳未満の障がい児を対象としたものです。次の療養介護医療費は、障害福祉サービスの療養介護サービスを利用している人の医療給付費になります。

次の白丸、障害者援護事業ですけれども、こちらは、重度の障がいをお持ちの方の円滑な在宅生活を支援するため、申請に基づき手当を支給するものになります。一番下の黒ポツになります、特定疾患見舞金ですけれども、特定疾患患者と診断された方からの申請に基づき見舞金を支給しますが、該当する疾患につきましては、法の改正等がありまして、現在、指定難病は306疾患、小児慢性特定疾患は704疾患となっております。

次の白丸、障害者福祉施設費は、平成10年に開設されました身体障害者療護施設さらの里の建設負担金で、平成29年度までの負担となっております。

○**長寿課長** 次のページ142ページをお願いいたします。142ページ3目の老人福祉費につきまして、長寿課からお願いいたします。予算説明資料では21ページに掲載してございます。白丸の上から3つ目、老人福祉措置費は起債償還に伴う負担金となります。1つ目の黒ポツが、松本市波田にあります養護老人ホーム温心寮の建設工事費に係るもの。次の黒ポツが、平成11年に広丘郷原地籍に移転した特別養護老人ホーム桔梗荘の土地購入費及びデイサービスセンターの建設工事に係る償還分となります。このうち、記載してありませんが、桔梗荘の土地購入費に係る約1,300万円の起債償還分が、28年度末をもって返済終了となります。

同じページ一番下の白丸、老人福祉センター等運営事業のうち、指定管理施設のすがの、田川、みどりの郷の3施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度のもとに社会福祉協議会に運営をお願いしているところですが、28年度から更新する指定管理期間を、これまでの5年から3年に短縮する中で、指定管理期間中の30年度までに社会福祉センターを含めまして、今後の施設のあり方につきまして方向づけを行いたく、現在、部内において検討を重ねているところでございます。

次のページをお願いいたします。144ページ最初の高齢者等生活支援事業の黒ポツの中ほど、緊急通報装置設置移転料の15万7,000円につきましては、前年の予算から56万円余の減としております。これは、前年度予算におきまして松本広域消防局が運営する緊急通報装置が本年3月末をもって廃止されることから、その撤去費用を前年予算に計上したものでございます。松本広域消防局が運営する緊急通報装置は、現在45の方が利用されており、廃止に伴う撤去後は緊急通報装置を取りやめた方もいらっしゃいますが、既存の民間業者が運営する緊急通報装置や、本市の地域児童見守りシステムに移行するよう順次手続を進めております。同じ事業の一番下の黒ポツ、高齢者世帯等タクシー利用料金助成金は、これまで介護保険事業特別会計予算に計上しておりましたが、27年度から国庫補助金の対象外となったことから、特別会計予算から組み替えたものでございます。

次の白丸、高齢者生きがいがづくり事業の黒ポツの下から2つ上の市友連結婚相談支援事業補助金は、新設の予算科目となります。市友連で取り組まれます結構相談事業は、昭和43年に開始されて以降、現在までの結婚成立件数が419組を数えるなど大きな成果を積み重ねておりますので、結婚相談事業に対する補助金をこれまで上の黒ポツ、老人クラブ活動助成事業補助金の予算科目から市友連を経由して助成していたものを、新規の予算

科目として目出しさせていただいた上で、補助金をこれまでの30万円から40万円に増額する中で、市友連が取り組まれます婚活活動への支援を拡大したものでございます。次の黒ポツ、ロマン大学事業補助金は、前年度予算から40万円の減とし、ロマン大学院に対する運営費の削減を図っております。ロマン大学院は、おおむね60歳以上対象に2年課程による学習の成果を、卒業後地域活動に生かしていただくよう平成22年度に開校したものでありますが、開校2年目から受講生の減少が続いていることなどから、この春の28年度の募集を停止し、27年度に入学された第6期生が卒業される28年度末をもって廃止させていただきます。廃止後は、意欲ある高齢者の皆さんが地域社会で活躍されるよう、市民交流センター内で開校された信州アルプス大学への入学などを進めてまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。146ページ中ほど下の老人福祉施設措置費の黒ポツの上から4つ目の養護老人福祉施設措置費は、冒頭申しあげました温心寮など、長野県内4施設の養護老人ホームに入所されている28人分の措置費として計上しております。

同じページ、一番下の黒ポツ、要介護者家庭介護者慰労金は、在宅において180日以上介護されている御家庭に対しまして、要介護3が年4万円、要介護4と5が年8万円の慰労金を支給するもので、380人分の支給を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。148ページ、最初の長寿祝賀事業の黒ポツの一番下、敬老行事補助金につきましては、前年度予算から約470万円の減額予算としております。この敬老行事補助金は、全66区に交付するもので、各区の75歳以上の人数に応じて人数割と定額割により交付しておりますが、年々予算規模が膨らみ、今後とも75歳以上人口がふえ続けていくことから、28年分の補助金から人数割単価を、現行の1,500円から1,000円に引き下げの中で、事業費の削減と今後の負担増の抑制を図りたく減額した予算を計上させていただきます。

以上、3目の老人福祉費となりますが、ここで介護予防交流施設に係る28年度予算についてお伝えさせていただきます。堀ノ内区から要望によりまして、28年度に介護予防交流施設を建設するよう実施計画に計上するなど準備を進めてまいりましたが、介護予防交流施設の建設費用に対する国の3,000万円の補助金が27年度末をもって廃止されます。これにより、堀ノ内区の意向に沿いまして、建設する施設を介護予防交流施設から公民館とするよう、28年度予算を社会教育総務費の公民館の新築に係る整備事業補助金に切りかえておりますので、お伝えさせていただきます。以上です。

○副事業部長兼福祉課長 では、次の4目福祉医療費になります。福祉医療費給付金事業になりますけれども、こちらは医療費の自己負担分の軽減を図るため医療費の給付をするものです。下から3つ目、2つ目の黒ポツになりますけれども、福祉医療システムの保守委託料につきましては、株式会社電算さんに、その下、福祉医療システム使用料につきましては、NECキャピタルソリューションへリース料と使用料を支払いするものです。

○長寿課長 その下の2目の白丸、5目の介護保険事業特別会計繰出金は、保険給付費に対する定率の繰出金など、法に定める一般会計からの繰出金となりますが、保険給付費予算の減などから、前年度予算から1,600万円余の減となっております。以上です。

○副事業部長兼福祉課長 6目保健福祉センター管理費になります。保健福祉センター管理諸経費ですけれども、上から5つ目の黒ポツ、営繕修繕料ですが、平成13年の開設から14年が経過してきております。一般家庭と

同様に小破修理の必要な箇所がたくさん出てきておりますので、緊急を要する場所から順次計画的に対応をしたいと思っております。一番下の黒ポツ、各種検査手数料と、次のページ149、150ページをお開きください。消防設備点検委託料、施設整備点検委託料は、いずれも施設管理に必要な法定点検を委託するものです。次のセンター管理業務委託料ですけれども、こちらは保健福祉センターの日常の清掃業務等を委託するものです。3年に1回の入札になりますので、28年度につきましては3年に1回の入札の年になります。1つ飛んで、次の黒ポツになりますけれども、環境整備委託料ですけれども、こちらは、敷地内の植え込みの草取りとか清掃等を塩尻市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に基づきまして、平成26年度より市内4つの障害福祉サービスの事業所へ業務委託をしてきておりまして、引き続き委託をしていきたいと考えております。

○健康づくり課長 同じく150ページ、7目楡川保健福祉センター管理費の説明欄、楡川保健福祉センター管理諸経費ございますけれども、施設の通常管理に要する費用でございまして、この中の下から2つ目の黒ポツ、施設管理委託料は、NPO法人ビレッジならかわに支払うものでございます。

○委員長 それでは、ここでお昼休みといたします。開始1時15分の予定でお願いいたします。

午後0時13分 休憩

午後1時14分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

先ほど、飛ばした部分がありましたので訂正します。先ほどより、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健指導費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費（6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く）を議題とし、審査を行っております。

区分してまいります。引き続き、2款総務費から3款民生費1項社会福祉費までの質疑に入ります。委員のほうから質問がありましたら、お願いします。

○丸山寿子委員 114ページ、市民交流センター交流企画事業について、資料のほうの38ページにもありますけれども、5つの重点分野、図書館、子育て支援、青少年交流、シニア活動支援、ビジネス支援、市民活動支援を融合した事業というふうにあります。図書館ですとか市民活動、子育て支援のところは、割合とチラシ等々見てわかっているような部分もありますけれども、特に青少年交流とシニア活動、ビジネス支援については、どのようなことを予定しているのか。合わせてその他の3カ所か。済みません、ちょっと訂正します。子育て支援と青少年交流っていうのは一緒のくくりでしたね。そのわかっている部分についても、特徴ある計画等々ありましたらお願いします。

○交流支援課長 重点分野というのは、えんぱーくのコンセプトも1つでありまして、図書館を核にした、ああいいう建物でございまして、3課協力してやっているところでございます。例えば読み聞かせ交流会。高齢者、それから幼児、図書館の職員、支援センターの職員、みんな一丸となつてこども広場で毎月開催してある。また、ビジネス支援、今年度からも活発にやっておりますが、本を通したビジネス勉強会、かなりこれ人気があります。

て市内外から大勢来ております。それからシニア支援、あんまりなかったんですが、囲碁をやってる高齢者の皆さんと子供たちの講座をつくりまして子供囲碁講座をやりまして、青少年交流、シニア支援を兼ねてありましたし、最近では、もっと高齢者を対象に塗り絵の教室を開きまして、ありがとうという言葉をいっぱい受けたというふうに担当者から聞いております。こういった感じで、図書館、支援センター、支援課、縦割りじゃなくて横断的に協力し合って、特にどこがやるということではなくてそれぞれのいい点をピックアップしながら、3課で協働して融通し合って魅力ある交流センターをつくっていかうと、こういう事業でございます。それで交流支援課が核になって、企画をしてやっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 その中で28年度ですね、今までと違って何か、27年度までを踏まえて何か新たに計画するような内容がもし具体的にあれば、お願いします。

○委員長 答弁を求めます。

○交流支援課長 わかりました。じゃ、係長に答えさせます。

○委員長 係長、お願いします。

○企画運営係長 交流支援課企画運営係、宇治橋多恵と申します。よろしく願いいたします。新年度予定している講座といたしましては、ことしを継続するものが多いんですけども、シニア講座では子供たちと仕掛け絵本をつくる企画ですとか、あと高校生のためのキャリアデザインということで、その職業について学ぶ機会を、図書館と一緒に資料を参考にしたり講師の方をお招きしたりして計画をしております。あと、ビジネスの関係では、ビジカフェえんぱ一くということで仕事の質を高める企画発想力トレーニングの講座ですとか、あとワイン読書会等々を計画しております。

○委員長 ありがとうございます。

○丸山寿子委員 以前からの傾向として、若い人たちは放ついても子供たちもすごく大勢来てまして、新しいところに対して興味もあって自然に来ているってところもあるわけなんですけども、非常にいい利用率だと思うんですが、ちょっと高齢の皆さんがあまり来てないっていうような話題も一時期あったわけですが、バスを待つ皆さんへの便宜も1階の入り口等々にもしていただいているわけなんですけども、今、シニアのほうの子供の本をつくるっていうような企画もあるっていうこととか、私も塗り絵の講座があるっていうのは何かで見て、あれなんですけど、その辺のシニア層が気楽に来てもらえるような、何かそういった企画等々も、何かもう少し企画されてはどうかと思うんですけど、その辺についてお考えはいかがですか。

○交流支援課長 塗り絵なんかも新しい分野でございます。あと、先ほどちょっとお話しました市民営事業のえんぱ一くらぶ、信州アルプス大学でも、これは向こうの組織としてシニア的な講座を考えているようでございます。そちらでも連携もしながらやってまいりますし、またニーズ把握しながら、集まっている高齢者とそれから若い人が交流するような企画、先ほどお話しました囲碁交流会とかですね、そういうのもまたやってまいりたいと考えております。以上です。

○丸山寿子委員 あともう1点、済みません、なかなか難しいことでもあるかもしれないんですが、せっかく若い青少年がたくさん利用してて、本当にえんぱ一くできる前に受験生だった人たちは、何で私のころはなかったのかっていうくらい市内の子供たちもいっぱい来てるし、市外からも来ていて、また、利用する側の若い子たち

も、非常に前よりはいい感じで利用しているって言えばおかしいけど、私たちが心配、大人が心配しなくていいような感じでしているように私は見えますので、とてもいい場所になっていると思うんですが、そういう若い人たちの声を吸い上げるような企画っていうんですかね、何かそういったことってのはされてるのか、何かそういう企画あるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長 答弁を求めます。小松次長、お願いします。

○交流支援課長 今年度の実績ですと、仕事を見るような講座、キャリアを探す、あるいは弁理士とか行政書士とかそんな人が来てやるような講座、それにチラシを配ったりして、たまたま大勢若い人来てるもんですから、日曜日にやって何人か一緒に話を聞いたっていうようなこともございます。ビジネス支援の中で、担当者は若い人のビジネス支援も考えてまいりますので、キャリア教育的なことも含めながら興味を持つような、若い人も興味を持つような講座、ビジネス講座も考えていきたいと考えています。以上です。

○丸山寿子委員 青少年っていうことでくらないで、オープンにやるっていうことが当初からのあれだったので、あまり縛りもなくってところもあると思うんですが、あと壁柱を利用して、何ですかね、絵の展示だったかちょっと忘れちゃったけれど、青少年の発表の場みたいなどの部分もあることも承知はしてるんですけど、やはり若い人たちの考えを大人が知るような、何かそういうことに、自由に来てる人たちはあまり利用してもあれかもしれませんが、意見がもらえるような、何かそういったことってのは今までなかったのかどうか。せっかくそれだけ各地から集まって来てくれるので、そういったことを生かすべきだというふうに思うんですけど、どうでしょうか、その辺。

○委員長 答弁を求めます。

○交流支援課長 またアンケート調査をしながら、ニーズを把握しながらいろいろ企画をしてみたいと考えます。

○委員長 いいですか、それで。ほかに質問はよろしいですか。

○篠原敏宏委員 市民営制度、これを私、詳しく承知してないので、考え方とですね、あと具体的な市民営制度っていう事業の内容。それとこの116ページのもので、課目の問題ですけど、協働のまちづくり推進事業のほうにこの38ページの説明が入ってるんですが、一部その上のもので、交流企画事業のほうに市民営提案事業委託料（交流企画）ということで、同じ市民営なんですけど、課目としては別のところに盛ってあるということは、なぜそうなってるんですか。

○交流支援課長 まず、2回目の御質問の課目の違いでございますが、内容によって分けてございます。上の交流企画事業につきましては、先ほど来、丸山委員にお話しした企画事業、5つの重点分野を核とした企画事業に関する提案事業でございます、これに関しては小学生を対象にしたキャリア教育、子どもたちのまちづくりしおじりが提案されまして、それをここに載せてございます。99万7,000円になります。まちの仕組みを知ろうという講座でございます。

下のまちづくり推進事業に載っている市民営提案事業につきましては、まちづくりに関する提案をこちらのほうへ分類して載せさせていただいてあります。1つには、えんぱーくらぶによる市民大学をプラットフォームとした共助によるまちづくりということで、90万でやっております。もう1つは、NPO法人えんのわにまちづくりの中間支援ということで、市民活動団体に対して中間支援をする、指導育成みたいな感じになりますが、ベ

テランとして。それをお願いする提案の委託料でございまして、分野が違うということで内容で分けてごさいます。

公設市民営につきましては、えんぱーくが設立前から検討されてまいりまして、将来的な市民交流センターのあり方を研究してきているものでございまして、市が建てて市民の力で運営していく組織にしていこうという意見が出ておりまして、市民営研究会というものを一昨年から立ち上げまして研究をしておりまして、ことしも年2回ずつ研究をしております。徐々に裾野を広げて、得意な分野のある方が、今みたいに単発ではございませぬけれども分野別に来てもらって、どんどん市民営という言葉をなじませていこうということで考えております。1月にも一日中のワークショップ、マラソンワークショップというのをやりまして、市民営についてずっと考えて、皆さんがえんぱーくの経営者であります、何をやりましょうというような感じで1日考えて、そんな企画もしてまいりました。結論的には、徐々にできるところからやっっていこうということで、今回はこういう講座的なこと、それからえんぱーくの補助的な部分で合計3件の市民営がございまして、予算に計上させていただきました。以上です。

○篠原敏宏委員 考え方の基本は、要は市民交流センターそのものの基本コンセプトが、市民による運営だとか企画だとかってことを中心にやってくという、そもそも市民交流センターっていう施設っていうか、仕掛けそのものがそこに基本的にあるという考え方ですよ、今のお話は。うんとよくわかるし、それを進めてもらいたいわけですが、ここで科目が2つ分かれているっていうのは、例えば担当が違うからっていうことで、あれですか。市民目線からすると、市民営っていう考え方が浸透してくると、逆に言うと、そうやってくって1つの中にまちづくりと交流事業があるっていうふうにうたったほうがわかりやすいし、仕事もやりやすいんじゃないかなって思うんですが、いかがでしょう。

○交流支援課長 そういう考え方もあろうかと思えます。分野的には、例えば極端かもしれませんが、カウンター部分も市民営っていうことも可能、不可能ではないわけでありまして。そうしますと、単なる市民営というくりだけでは予算化するのはちょっと難しく、わかりにくくなっていくということで、文化的なもの、それから経営的なものというような感じで分けてごさいます。以上です。

○篠原敏宏委員 なるほど、わかりました。

○委員長 いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 お願いします。済みません、116ページの上のほうから来て黒ポツの一番下、こどもアトリエタウン負担金ですけれども、これ、運営の全体の状況、それから28年度のいつ開催か、もう日にちが決まっていたらその辺ですとか内容ですとかを教えてください。

○委員長 答弁を求めます。

○交流支援課長 では、係長に説明させます。

○委員長 係長お願いします。

○企画運営係長 説明させていただきます。こどもアトリエタウンですけれども、塩尻市近隣で活動する多様な美術作家の方々においでいただいて、今年度は14のブースを出店しました。子供たちがものづくりを体験するワークショップのイベントの開催です。今年度は10月3日に開催しましたが、28年度は10月1日、2日の2日間で開催予定です。

○委員長 予定はね、はい。

○企画運営係長 以上です。

○委員長 いいですか。

○丸山寿子委員 当市は美術館がないので、美術活動は本当にやっていただくとありがたいと思っていて、他の公共施設でもそれぞれ絵の展示やいろいろあったり、あることはあるんですけども、やはり美術っていうかそういう関連のね、そういったことを、やっぱり子供たちが触れ合ったり実際にやれる機会っていうのは本当にいいと思いますので、力を入れていただきたいと思いますが、忙しい時期で、結構いろんな行事とかぶってしまうっていうところが非常に悩みかなというところで、行きたいんだけどもほかとってというような話もあるんですけど、ずっとこの時期に開催してきていましたでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。係長。

○企画運営係長 そうですね、10月に開催してまして、最初は市が主催でこの同じ時期で、次、去年が負担金という形で、新年度も負担金という形で開催をいたします。時期に関しては、ずっとこの時期に開催しておりました。

○丸山寿子委員 済みません、1回目の質問とちょっとかぶるんです。ちょっとよくわかんなくて、この負担金って言うってことは、どこが主催で、どういうふうに負担してたんでしたでしょうか。

○企画運営係長 こどもアトリエタウンは、実行委員会が組織ございまして、そこで代表、会長さんと、あと3人の委員のメンバーの方、アトリエタウンの作家さんなんですけれども、その方たちで構成されたメンバーで運営をして、企画をしたりしています。

○丸山寿子委員 はい、ほかはいいです。

○委員長 いいですか。ほかに質問ありますでしょうか。

○副委員長 138ページの民生費のところの一番下のところですけど、この聴覚障がいの方っていうのは、現在市内にどの程度いらっしゃるのか、手帳持ってる方だけで結構ですけど。それから居住の実態と、それから学校への通学ですね、一番最寄りのこういう聴覚障がい者向けの学校ってのはどこにあるのか、ちょっと伺いたいと。

○委員長 答弁を求めます。

○副事業部長兼福祉課長 身体障害者手帳を聴覚等で持っていらっしゃる方は、27年4月1日現在で188名いらっしゃいます。ちょっと最寄りの学校については、

○副委員長 市内にはありませんよね。

○副事業部長兼福祉課長 はい、ありません。

○副委員長 結構です。

○委員長 いいですか。

○副委員長 実際にですね、これ、ここに手話通訳者の方ね、大分活躍されてるということで、もっと手厚くですね、してかなきゃいけないなって私、感じてるんですけども、これはイベントだとか、あるいは何かそういう方々が集まったとき向けにこういう手話通訳をされるってことなんですよ。

○副事業部長兼福祉課長 事業で、それぞれの事業を主催される方が依頼される場合もありますけれども、多く

は、聴覚障がいを持っていらっしゃる皆さんが病院へ行ったりとか、お店へ行って何か交渉ごとがあったりとか、お子さんの参観日ですか、懇談会って言うんですか、そういうときに派遣申請が出てきまして、それに対して派遣をしている事業です。

○副委員長 わかりました。

○委員長 いいですか。ほかには。

○金田興一委員 今とちょっと似てるんですが、138ページの障害者生活支援事業の中の軽度・中度難聴児補聴器購入助成金事業の補助の関係ですが、これ見ても、いわゆる軽度・中度の難聴児が対象ってことですが、この軽度とかっていうのはどういう形での判定、ドクターがしてるわけでしょうか。どういう形で区別されてるのか。

○副事業部長兼福祉課長 聞こえの度合いで判断されてまして、細かい数値については係長から答弁させます。

○福祉給付係長 聴覚の障がいでは、70デシベル以上の聴覚の検査の結果が出ますと、障害者手帳の取得の対象となります。軽度・中等度になりますと、30デシベルから70デシベル未満の方が対象となります。

○委員長 いいですか。

○金田興一委員 ありがとうございます。それともう1点は、この助成金の対象ですが、年齢とかはどんなふうになってるのでしょうか。

○委員長 係長でいいですか。済みません、係長。

○福祉給付係長 18歳未満の方になります。

○委員長 いいですか。

○金田興一委員 それじゃ、済みません、ついでに。1人1件お幾らの補助に。

○委員長 補助金額。答弁を求めます。

○副事業部長兼福祉課長 補聴器に関してでよろしいでしょうか。基準の中で決まっております、済みません、ちょっと待ってください。済みません、係長から。

○委員長 係長お願いします。

○福祉給付係長 補聴器の種類には、軽度の方、中度の方、重度の方ということで利用される補聴器には種類がございます、それぞれ制度の中では基準となる単価がございます。ただし、こちらに予算で計上してあるものでいきますと、身体障害者手帳がない方、ないお子さんが対象となっておりますので、それについては県のほうでは基準を設けておりまして、新たに追加した部分につきましては、医師が必要と認める、療育上必要と認める補聴器について補助をするものとなりますので、その認められた補聴器の金額がその方に合ったものを御使用いただくこととなりますので、実際に購入していただく金額については差がありますので、1つ10万とか15万とかするものがございます。ただ、制度にのっとってこちらでは補助をしていきたいと思っておりますので、27年度の実績でいきますと、1人の方が両耳の補聴器の申請をされて公費で負担した分につきましては、5万8,000円となっております。

○委員長 いいですか。

○金田興一委員 ありがとうございます。確かに補聴器は10万程度のものから、片耳だけで30万超す、40万ってようなのもあって、両耳やればもう70万、80万行くっていうのが今の現実の姿なんで、やはり

程度のというか金額の低いのは、やはり騒音だとかいろんな部分でだめなんですよね、聞きづらかったりしてね。そんなことで、大変これは市の独自の事業ということでいいことだなと思いますが、予算の関係もあるんで仕方ないのかなと思います。

それでもう一步、これは要望的な形で、あるいは感想的な形になるんですが、以前に新聞だと思ったんですが、眼鏡とか補聴器、よくいわゆる老人クラブと言っちゃあなんですけど年配者の会合に行くと、何で目が見えなきゃ生活できないのになぜ保険の対象にならないのか。あるいは、今、難聴で聞きづらけれども、補聴器買っても全然何も見てもらえないじゃないかと。ただ、全国的に見れば、特に民間の場合は健康組合あたりで補助を出してるとこもあるというようなことも聞きますし、ただ、官公庁の場合も少ないと思うんですが、眼鏡に限って言えば出すとこも全国的には確かあったと思うんですよね。これからはどうしても高齢化社会の中で、税収も少ない中でこういうことを見るということは大変だとは思いますが、基本的に、自分のことは自分でやれと言うしか仕方がないと、こういうことでいいわけか。

○委員長 質問ですか、質問。

○金田興一委員 はい。もし何かあれば。

○委員長 答弁あります。

○副事業部長兼福祉課長 高齢者のところまで手が届くかどうかということはあれですけど、やはり子供の療育の部分でいきますと、やはり聞こえとか見える範囲とか、そういうちょっとしたことで療育が進むということであれば、そのところは支援していきたいなというふうに基本的には考えております。

○委員長 いいですか。

○金田興一委員 ありがとうございます。市内での耳鼻咽喉科ってのは数が限られてるわけですが、その中でもいわゆる補聴器外来、耳鼻咽喉科でね、もう1カ月くらい待たなきゃ受診ができないと。週1回ぐらいしかやらないってということもあるけれども、担当の人を呼んでやるもんですから。そのくらいに混み合ってる実態があるということも参考までに、御存じかと思えますけれどもお話をして。わかりました。

○山口恵子委員 今の障がい児の難聴の対応に関連ですけれど、今、多分新生児期のとき入院中に、その難聴の検査がわかるかなとは思いますが、重度となると障害者手帳でいろんな支援が受けられますが、軽度の方は全くそういう制度がないので、ここでしっかり市として支援していくことはとっても大事なことでして、小さいうちから聞こえの刺激によって脳の発達とかいろんなところにいい意味での影響が与えられるので、先ほど課長がおっしゃった療育って観点から、やはり支援をしていく必要があると思うんですけれど、小さいうち、子供さんって結構成長するので、補聴器もその成長の年齢に合わせた補聴器に買いかえていかなきゃいけないって保護者の負担もあるんですが、この市の制度では、その成長に合わせた買いかえて1人何回までって限定ってどうかそういうものはあるのかどうか、必要に応じて子供の年齢の成長発達に応じて買いかえができるような制度なのか、その辺お聞きします。

○副事業部長兼福祉課長 現段階では、5年買いかえの時期までで、大体障害者手帳を持っていらっしゃる方のサービスの中でも5年というふうに見ておりますので、一応それに準じて5年を目安にしたいというふうに考えています。

○山口恵子委員 そうしますと、ここで補助をいただいて5年経過したもので、また次にその成長に合わせた補

聴器が必要になった場合は、5年が経過していれば、またさらにその時点で補助を受けられるっていうことでよろしいですか。

○副事業部長兼福祉課長 はい。そのとおりです。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 144ページで、高齢者と生活支援事業の中の中ほどの緊急通報装置設置移転料の中での説明で、松本広域の関係では平成28年3月で終了ということ、本市の地域児童見守りっていうほうの関係のほうに移行をするというようなお話だったんですけど、その事業の内容っていいですか、今現在、どんなような状況なのかお聞かせください。

○長寿課長 緊急通報装置につきましては、美勢タクシーのあんしんネットワークというものがございます。あとは旧檜川村のほうで、あんしんケアサポートっていうものがございまして、現在、美勢タクシーのほうで30人の方、旧檜川のほうで13人の方が利用されております。そのほか、先ほど申し上げました松本広域消防局が45人ということで、この3月に廃止されますので、そのうち5人の方が美勢タクシーに移行、あとは市の見守りシステムに18人の方が移行、残る22人の方が廃止をされますけども、近年、携帯電話がかなり普及をしているということで、美勢タクシーのほうも料金かかりますけども、見守りのほうが無料ですけども、携帯が大分普及をしてるということで22人の方が廃止をされます。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 市のほうのやっているそれが高齢者のほうについていうのは、どんな、そこだけ特化していくとすると、やってるシステムの。

○長寿課長 児童の見守りシステムの関係でよろしいですか。

○委員長 児童見守り。

○丸山寿子委員 高齢者についていう。

○長寿課長 システムの関係はですね、通学区のところに基地局を設けておりますので、そこでこういう電波が通りますので、例えば緊急のときに非常ベルボタンを押しますと、事業の方に通報が行くっていうのもありますし、例えば通学区を外れますと、そこで親御さんのほうにメールが行くような形、そういうシステムをやっております。以上です。

○丸山寿子委員 済みません。ですので、それを高齢者のほうに利用するっていうところの現状はどうなんですかっていうこと。

○長寿課長 これはですね、松本広域消防局廃止に当たりまして、これまでちょっと大きめなものを使ってたんですよ。それを小さい、こういう端末みたいなのに改良をさせていただきまして、情報政策のほうでやっておりますので、今後私どもも美勢タクシーお金がかかるということで、児童の見守りシステム移行されれば小さなもののできるかなと考えています。ただ、通学区外れますと、やはり電波飛ばないとこありますので、その辺は、今回45人の方に説明をしながら、民間の事業者へ移行するのか、または見守りシステムに移行するかっていうことは調整をさせていただいております。以上です。

○委員長 調整するって。いいですかね。質問してください。俺じゃなくて。

○丸山寿子委員 済みません、委員長に聞いちゃいけないね。実際に使ってる人はいるわけですか。

○長寿課長 これはもう去年の4月から、それぞれ民生委員さんを通じまして調整をしておりますので、実際にはもう見守りシステム18人の方、もう既に移行しておりますので、現在使用しております。以上です。

○丸山寿子委員 続けてお願いします。もう1点お願いします。済みません、同じページの高齢者生きがいつくり事業で、市友連結婚相談支援事業補助金というところで、高齢者の生きがいつくりなのかという、ちょっと言いたくなるのもありますけどちょっと置いておきまして、昭和43年からの実績はお話いただきまして、昭和の時代はだったかもしれないんですが、平成の今はどうなのかというところもちょっとお聞きしたいんですが、あらゆることをして結婚に結びつくってという方向にね、していかなければ、なければという言い方変ですけど、していきたいということもわかりますが、目出し事業ということですけど、これね、別枠でこう出してきているってところで、ちょっともう少し御説明をお願いします。

○委員長 お願いします。

○長寿課長 市友連の結婚相談事業、昭和43年から、先ほど申し上げましたとおり419組のカップル誕生しております。直近の数字申し上げますと、25年度が2組、26年度が1組、本年度2月末までに4組のカップル誕生しております。また、毎年婚活パーティーということで、市内のところで男女集めましてパーティーやっておりますけども、ことし男性が20人、女性が10名お集まりいただきまして、4組のカップルが誕生しております大変な成果がございます。前段、お話ありました高齢者生きがいつくりに計上するのはいかがなところもありました。それで、私どもも婚活につきましては、第五次総の9のプロジェクトの中で、子育て世代や若者の呼び込みっていうのがございまして、そちらの科目も検討いたしましたけども、やはり市友連さんがやっておりますので、あえて市友連結婚相談っていう名称を立ち上げさせていただいたものでございます。以上でございます。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 関連で。済みません、関連で、ちょっとわからないんですが、子育てしたくなるまち日本一関連事業の中で、市の重点政策、定住・移住・結婚支援っていうのがありますよね。その中で行われている結婚相談とは全く別にこちらでやるっていうこと、対象者、相手の方が違うっていうことですか。

○長寿課長 今回はですね、市友連さんがずっとこう昭和43年から積み上げておりますので、その関係でこういう、これまでの老人クラブの活動助成事業補助金の中で交付をしておりましたけども、これはちょっと目出しをさせていただいたっていうものでありますので、これはあくまでも市友連さんが、おじいちゃん、おばあちゃんが一生懸命やられているということで、目出しをさせていただいた事業でございます。以上でございます。

○委員長 いいですか、最後。

○金田興一委員 俺、1つだけ。今の高齢者の生きがいつくりの関係で、老人クラブの活動助成事業の補助金っていうのがあるんですが、これは市友連の加入と加入してないクラブとがあると思うんですが、市全体で老人クラブの結成が何クラブあって、そのうち何クラブが市友連に加盟してるのか、この点についてお願いします。

○長寿課長 27年度の補助金の実績で申し上げます。市友連に加入しているクラブが26クラブ、未加入クラブが9クラブございます。なお、未加入クラブに対しましても加入者数に応じて補助金の交付を行っております。一番市友連の最高のところが、平成3年のときに54クラブ、5,251人ということで過去最大でござ

いましたけども、現在、市友連では26クラブの1,463人ということで、年々減少を続けている状況でございます。以上でございます。

○**金田興一委員** そうすると、市内全部で35しかないってことなんですね。確かに役員のなり手がなくていろいろなあれがあったりしたり、そしてこの補助金をいただくについても、前年度の残高が10万円以上あると補助金はしないよと、こういう通達が2年か3年前に出たんですよ。私が入ってるクラブも、正直言って予算がないもんですから、何か行事をやる時は自分たちで会費の以外に参加者が負担をします。例えばお茶飲むだけでも100円、1回について100円、それからちょっとした食事をやる時には最低でも500円っていうような、それで月に最低3回は集まってやってるんですが。例えば大門地区は10あったんですが、今は確か3クラブくらいは友連抜けて自主的にやってると思うんですよ。だから、ここらで、どうも補助金の関係見ても、以前は友連加入と未加入では差をつけてたもんだから友連の加入が多かったんですよ。けども差をうんと少なくしたもんですから、友連入ってるメリットがなくなると、こういう話をよく聞くわけで、友連入ってれば、例えば桔梗荘のおむつ畳みだとかいろんなものの割り当てが来るから、友連入らなきゃそれはやらないで済むんでっていうようなこともあったりして、本当に、これから高齢化社会の中で、高齢者が本当に余生を過ごすに過ぎしやすい社会をつくるために、この老人クラブ活動ってのが市として必要と考えているのか、そうじゃなくて、もうお荷物になってるのか、どうなんでしょう。

○**長寿課長** 私どもも、これから特に75歳以上の後期高齢者の方ふえてきますので、市友連は地域で欠かすことのできないクラブだと感じております。私も以前、老人クラブの事務局をやったことはございますけども、やはり課題の中では、やはり会員が年々高齢化になっていって役員のなり手がなくて。それで若い方が逆にクラブの中で役員をやって高齢者の方を支えているようなことを聞いております。また今、市友連の会長も、大変今、心配してございまして、今年度、新年度あたり区長会等意見交換をしながら、これから老人クラブの活性化に向けてってことを聞いておりますので、私どもも全面的に老人クラブのほうは力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**委員長** よろしいです。ほかによろしいですか。

○**山口恵子委員** 同じページの高齢者生きがいづくり事業の中の全国大会出場報奨金っていうのがありますが、具体的にどのような内容のものかお聞きします。

○**長寿課長** 毎年、ねんりんピックっていうのが開催されてございまして、その関係で27年度の状況を申し上げますと、ソフトテニスなど4人の方出席されております。予算では5,000円掛ける10人分の5万円を計上してございます。以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**山口恵子委員** はい。

○**丸山寿子委員** 148ページの一番上の長寿祝賀事業についてなんですけど、一般質問の中でもありましたので、その質問と答弁については一応お聞きしたということで、それでちょっと1点お聞きしたいのが、各区と言いますか、何ですかね、意見を求めた時期っていうのが、私はちょっと遅かったんじゃないかというふうに感じますのが、ちょっと区長さんたちに言われたのが、一度敬老事業をやってしまってから来年はどうするかということを地区でやっぱりみんなで話し合ったりして、いろいろ希望を膨らませたりですとかね、反省点を踏まえて

やった後でだったもんだから、困ったなっていうような思いがあったらしいんですね。市の予算のいろいろな組み立てとかのことを考えてとかなのかなっていうふうにはちょっと思ったりもするんですけど、やはりちょっと早い対応っていいですかね、さっきの福祉課のほうのね、早く利用者の方にね、もうちょっと1年前くらいにできなかつたかとかが、ちょっとそういうことも思ったりするわけなんですけど、ちょっとその辺、答弁お願いしたいんですが。

○**長寿課長** 先ほど申し上げましたとおり、敬老行事補助金につきましては、75歳以上を対象にしておりますので、毎年、年々増加してきます。事務事業評価の中でも、やはりこれは見直しが必要じゃないかということで、新年度で約470万円削減させていただきました。ただいま御意見いただきました理事会には、6月から係長、出向きまして調整をさせていただきまして、アンケート取りまして、最終的に私、説明して、満身創痍の中で説明してまいりましたけれども、いろいろやはり御意見いただく中で、高齢者福祉の停滞っていうことも聞きましたけれども、中には、例えば与えられた補助金の中で工夫したいとか、敬老も大切だが地域の子供たちの成長を節目で祝う視点も必要というような意見も聞いております。今、丸山委員さんから言われました、やはりアンケート調査少し遅くなってしまったことはおわび申し上げます。また、5年後にまた見直しをちょっとさせていただくようなものがございますので、中には今後の高齢者の人口を考えれば、もう補助金自体を廃止してもいいのではないかと、また75歳節目、77、喜寿みたいな、そういう節目のものもいいのではないかなってことありますので、また時間かけながら、議員さんの皆様方、御意見いただけきながら、どんどんふえ続ける事業費をまたもう一度、再度見直しを考えております。以上でございます。

○**丸山寿子委員** 私も前に福祉教育委員だったときに、長寿の祝い品とかそういった見直しのときも委員でいて、すごいつらい思いをしましたけれども。高齢者もね、ふえてくるし、でも手厚くは本当はしたいけれども、あるいは、市も老朽化した施設もあるしとかいろいろあるわけですが、どうしても市民のほうからすると、市はだんだん福祉に冷たくなるのではないかなというようなことも、つい私たちも言われてしまったりもするものですから、十分説明ですとか、なるべく早い時期から段階追って、やはり心の準備もありますので十分な対応をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

○**委員長** 要望でいいですか。

○**金田興一委員** 済みません、見直して言うと、一般的にはよくするのが見直しだと思うくらいな、私は時代的には思っている時代の人間なんですけど、事こういう、今、先ほどの話もそうですし、今の話もそうですが見直して言うと、また削られるかまたなくなるかという、そういうもう感覚を持つこと自体がおかしいんですが、今お聞きただけでも、また5年後には見直し、60歳が65歳、70歳、75歳、今度は切りのいい77歳、何が切りがいいかわからないけどね。これね、こんな話ね、老人クラブ行って話できませんよ。ここで言えるけども。言ったらね、それこそ大変ですよ。恐らく老人クラブの会員ってのは私くらいしかいないでしょうけども。本当に、そんなにただもらって、それを何て言うかね、自分たちが何もせずについでいうんじゃないですよ。私の所属しているクラブのことを申し上げれば、それは全部は足りないけども、今、市の公園、ミニ公園も含めて4カ所草取りやったり花植えたり水やったりしてるんですよ。ワインフェスタとそれから短歌のときには、全部できないけど、あの目地の草も、それこそ20人くらいで、みんな自分で道具こんなの買ったり、ない人は草かきでやってるんだけど、最近、こういうあれになってくると、目地の草取りなんかやめようと、何にもな

い。何で市がやらなくて、俺らやらなきゃいけないんだと。いや、そうは言ってもよそから人が来るで、生け垣もちょっときれいにしたいって言って今までやってきてるんですけども、最近そういう声はね、多く出ています、正直言って。ですから、何かもうちょっと高齢者が先に希望の持てるような、何かそんな雰囲気をつくってもらいたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

〔「それしかないね」の声あり〕

○委員長 答弁あれば。

○長寿課長 本当に委員さんたちの御意見よくわかります。ただ、ひとつ御理解いただきたいのが、やはりこれから75歳以上、人口ふえてきますので、その限られた予算をどう使うかってのを私ども真剣に考えております。例えば介護予防、これから健康寿命を延ばすときには介護予防のお金も必要になりますし、うちの介護保険特会、今、51億、52億っていう大きなものがございますので、限られた予算を、それを例えば敬老行事、欠席者、今、7割近くございますけども、1,000円相当の品物を毎年配っておりますので、それを少し減らさせていただいて、その分私ども真剣に介護予防の取り組み、また介護保険の施設整備に向けてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○金田興一委員 そう言や、ちょっと何か言いたくなるんだよね。当然私どもも、特に私個人にしても、やはりこの限られた予算の中でいかに市民福祉の向上を図るか、何も老人クラブだけじゃない、いろいろあるわけなんだよね。それじゃあ、もうちょっと、いわゆる老人クラブのこういう関係、高齢者のこういう関係、あるいは福祉の関係を削る削ると言ってるが、それでは本当に今言った無駄なものが市の予算にないのか。恐らくね、自信持ってないとは言えないと思うんですよ。だから今、えらいそういうことだけを強調されるのは、私は遺憾だと思います。以上です。

○委員長 ほかにいいですか。いいですか。

○山口恵子委員 済みません、ちょっと関連なんですけれど、特に敬老行事、敬老会の事業は各地域でも一大イベントで、本当に皆さん設営から内容から、限られた予算の中で本当に地域をこれまで支えてくださった高齢の方に感謝とお礼をね、申し上げる本当に地域の一大イベントでやっているんですけど、課長答弁の中に、出席者も3割で、だんだん減少してきてるっていう現状が市全体を見たときにあるということで、その状況をどのように捉えてらっしゃるかっていうことでお聞きしたいんです。例えば75歳だとまだまだ現役で、敬老会に参加するっていう意識がまだそこまで及んでないっていうかね、まだお祝いされる側じゃなくて、まだまだ現役っていう意識が本当にあるのか、それとも地域の中で予算も限られてて、なかなか気持ちはあってもそれなりのおもてなしができないっていう、現実がそういう結果になってるのか、その辺どのようにちょっと捉えてらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○長寿課長 具体的な数字申し上げますと、27年度の補助金の実績で、敬老祝賀会の出席が28.6%です。残り7割強が欠席ということで、私もたまたま地元の区で区の会計をやりまして、この敬老事業補助金携わりまして重々承知してるつもりでございます。やはり今、委員さんおっしゃられるとおり、75歳っていうのはまだまだっていう方もいらっしゃるのではないかなっていうことも聞いておりますし、理事会の中でも、やはり各地区の区長会に、私、出かけましてもやはりそういう意見を聞いておりますので、先ほど言ったとおり、敬老行事は75歳でやってますけども、その辺も区長さんの中には、もう少し例えば80以上でもいいんじゃないかって

いうことで意見を言われておりますので、75の節目のあり方もちょっとまた今後検討の課題かなと思っております。以上でございます。

○山口恵子委員 はい。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 いいって言うか何ていうか。

○委員長 金田委員、金田委員も難しい。ほかにありますか。

○副市長 今、幾つか敬老行事の補助金をめぐってですね、御意見をいただきました。少ない財源の中でですね、限られた財源の中で、少しずつ皆さんに我慢していただいて。今回、一番メインだったのは、やっぱり子育て支援をどうやって構築していくかっていうことで、相当力を入れたつもりでおります。世の中全体の動きとしましてですね、高齢者の皆さんにちょっと我慢していただいて子育てのほうに財源を回していかないとですね、とても成っていかないと。これは政治の世界ではっきり言えませんが、そういうことは。票も減らすことですから。はっきり言えませんが、私はそういう時代がもう来てるというふうに思っています。ただですね、敬老行事補助金もそうですし、ほかのいわゆる区に対して行う補助金もそうですが、あまりこの行事をやったらこれを、この補助金を出すから、この行事をやったらこの補助金を出しますから、例えばその花苗のやつだったら花苗を、それを出しますから、どうもそういうことをやっていますとですね、区の皆さん、余計な手間もかかりますし、区の自主性もかえって失われるんじゃないかっていうふうに私常々思っているんですよ。そういう意味では、国もですね、地方自治体に対して、いわゆる交付金っていう形で比較的その用途が自由なお金をですね、充てていただけるって言えば、交付をしているような制度に変えていますので、こういうものを含めて、あるいは社会福祉協議会のいろんな補助金も含めましてですね、少し地域の実勢なり、地域の皆さんが本当に今後考えて、もうここからこっちは敬老行事に回しましょう、ここからこっちは何かにやらなきゃ補助金くれないよっていうような話じゃなくてね、総体として財源の確保をきちっとして行って、その中で地域の皆さんが考えていただくっていう制度のほうが、急には転換できませんけれども、できるだけそういうふうなことに持っていくことが必要なのかなというふうに思っています。

まだ来年と言いますか28年度は、まだまだ何て言うんですか、プロトタイプなものですからあれですけども、29年度は実施計画の中でですね、相当なお金をその地域へですね、交付をするような制度というのもですね、それは考えていきたいなというふうに思っています。ただ、それが区の単位であるのか、あるいは地区の単位でやるのかは別にしましてですね、そういう自主的なお金で地域の活動をやっぱり区長さん中心になり、役員さん中心に盛り上げていただけるというのがですね、私ども望んでるところでございますので、その辺はぜひ御理解をいただいて。決して高齢者の皆さんをですね、冷遇をするというような意図は毛頭ございませんし、私も友愛会に入れられておまして、65にもなりますんで。メンバーでございますので、その辺はしっかり頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○金田興一委員 せっかくですんで。私もね、今、副市長が言われることは十分わかるし、わかりすぎてるんですよ。確かに何でもかんでも補助金何だっていうのは、もうとんでもない話だと。逆に私に限って言えば、行った先でそういうこと言うもんだから、最近ちょっと風当たり強く感じてるんですけども、それは言わなきゃならないものですから言っています。それで、ただお願いしたいのは、例えばこの敬老行事の補助金の関係、減額の

関係についてもね、予算がないから我慢してもらわなきゃいけないからという、その話が全面に出ると、これ、全然だめなんです。今言われたように、これからね、少子化の中でいかに子育てをしていくか、こっちも振り向きたい、いろんなわかりやすい説明をつけてもらいたい。どういう説明で各単位のクラブへね、通知が行ったのか、私、文章見てないんでわからないけども、そういう意味のことが書いてあるんなら、今、私がいろいろ言ったことについてはおわびをして、かなりな部分、訂正しなきゃいけないと思ってるんですが、そういうふうには聞いていないもんですからね。ぜひ、やるときにはわかるような、そういう形を取っていただきたいということを、ちょっと済みません、反論じゃございませんのでよろしくお願いします。

○委員長 はい、わかりました。ほかには。

○篠原敏宏委員 ロマン大学についてお伺いしたいと思いますが、この予算概要説明の中にもありますが、こちら辺、言葉としてですね、ロマン大学院の運営の見直し（受講生募集停止を行い、高齢者の生きがいつくりと地域活動の促進を図る）って、何か日本語としては、えって思います。いろいろ経過も少し聞いてますし、参加者の中でも意見の統一がされてなかったり、いろんな意見がここにあるっていう実態もお聞きをしまして、いわゆる大学院のほうの運営がですね、参加者が少なくて、そして実質、活動のあの中身を見ると、こういうことをやりたい人とああいうことをやりたい人と、要はその意見の調整とかそれがうまくできなくて、結果、私はそんなの興味ないわっていう人が出ないとかね。そういうことで、なし崩し的にこういうふうに参加者が減ってしまっているのが現状だっていうふうに聞きました。ということは、そこに参加をもととした人っていうのはね、楽しみで、あるいは生きがいも含めてですね、かなり期待をして参加をしたと思うんです。特にロマン大学のほうは、あれですよ。それと最初にお聞きしたいんですが、ロマン大学のほうは、人が減るとか人気なくなるとか参加者がってことは、いかがですか。

○長寿課長 ロマン大学は、平成12年に開校いたしまして、現在、昨年27年度の募集のときに、80人定員のところで、今、50ということで、今、割れております。理由はわかりませんが、やはり大学院の評判が少しあまりよくないということで、その影響もあるかなっていうことを考えております。以上でございます。

○篠原敏宏委員 これ、PRの仕方も含めて、やり方だと私は思うんですよ。高齢者の皆さんが心豊かなですね、参加の場をつくるっていうのは、これはやっぱり必要ですし、今までロマン大学に行ってた方で、私、何人も話聞いている範囲ではね、すごく今までは楽しいし、行ってね、すごく勉強になったと。あんなことを知らなくて、この年になって初めて知ったとかって、要は知の喜びっていうかね、それがその端々に感じられた。ところが、最近そうでないっていうのは、年齢層が例えば上がってって、そして尻つぼみになるっていうのでは多分ない。やり方、ロマン大学もそうですし大学院もそうですが、やっぱりきちりサポートをする体制、あるいは講座を企画するにもですね、いろんな多分希望を取ると思うんですよ。だから、その取り方だとかですね、いろいろやり方で、これは逆に参加者はむしろどんどんふえていくんじゃないかなっていうふうに。やり方が悪いって言うと、担当者の皆さんあれですが、そういう時代がやっぱりあったわけですから。参加者は、同じ人がずっと10年いるとかではないはずなんです。だとすると、私はやり方だと思うんです。その結果がこういう形になってきている。それで、募集を停止をして、それでここに書いてある高齢者の生きがいつくりと地域活性化の促進を図るっていうのはどういうことです。

○長寿課長 ロマン大学院はいろいろございますけども、なぜ廃止されたかっていう部分をちょっと申し上げま

すけども、2年目から受講生減少していることもありますけども、1つは、入られまして退学される方が非常に多い状況でございました。受講生の中でも、個人主張の強い受講生が非常に多いのではないかなということ、言い争いが絶えないってことも聞いておまして、それで今回、大学院を廃止をさせていただいた上で、また新たな視点で高齢者の生きがいを進めてまいりたいと考えます。あと、またロマン大学、私、たまたま平成12年に私立ち上げたもので、非常に強い思いを持っておりますので、27年度50人に減っておりますので、職員の気持ちも少しやはりこの機会にちょっと改めさせていただいて、それでお迎えをするような、そういう気持ちでないとなかなか受講生もふえないかなっていうことで、その辺は私、責任持ちまして指導徹底させていただきます。以上でございます。

○篠原敏宏委員 そうしたことだと思うんですね。だとすると、大学院は募集停止ってことは、大学院なくなってことですね。その後、何かかわるもの、市長のこの間の答弁では、むしろそれにかわって、より意識が高まるような、そういうものをつくりたいってことを言われてました。それは、例えば具体的に何か構想がありますか。

○長寿課長 市民交流センターに信州アルプス大学が開校されまして、その中でもシニアコースっていうコースを設けていると聞いておりますので、その辺に加入していただいで活躍いただければよろしいかなっていうこと考えておりますし、県の老人大学もございます。ロマン大学も、直接入る方もいらっしゃいますけども、県の老人大学ありますので、その辺で、うちの大学院を廃止した後は、特に信州アルプス大学のほうで御活躍をいただいたらどうかっていうことで考えております。以上でございます。

○篠原敏宏委員 済みません、その信州アルプス大学の概要だけさっと教えてもらえますか。

○交流支援課長 では、交流支援課のほうから御説明を申し上げます。直接支援課でやってるものではございませんで、えんぱ一くらぶという先ほど申しました市民営受託団体がやっております、ことし1月に開校いたしました。それまではまちづくりの支援団体、こちらのお金もらって準備をしまして、オープンをいたしまして、現在200名弱の方が申し込みをされているということで、半分は市外、半分は市内の方、20代から50、60、70くらいまでの方が入っております。学部としては地元学部、ビジネス学部等ありますし、シニア支援ということもあります。地域バスを使った市内のバス旅行をやったり、健康づくりで霧訪山登山をしたりということも考えておるということで、自分たちが先生であり、また自分たちが学生であるというスタンスでやっております。それから、学生証をつくりたり生協の輪をつくりまして、学生証を持って中心市街地のお店へ行くと、1割安くなるお店がかなりできているということで、中心市街地活性化にも貢献したいということで、えんぱ一くらぶの中村さんという代表が積極的にやっております。こういう波を、県外からも来ておりますので、広く広めていきたいという構想で頑張っております。以上です。

○篠原敏宏委員 このアルプス大学のほうは、予算的にはちょっとこの中ではあれですか。どこに入るか。

○交流支援課長 先ほど、市民営ということで90万円ですかね、その中でやっております。あと特別、申込料等は取っていないということで、講座によっては材料費は徴収するかもしれないということですが、地元の方が先生になったり生徒になったり、あるいは高齢者の方が教授になったりというような感じでやっているというようなことを聞いております。

○篠原敏宏委員 そうすると、ロマン大学が数は減ってても、大学院は募集停止になってもロマン大学は続くっ

てことですよ。そうすると、そこと屋上屋みたいなふうにならないでしょうか。そういう心配は、横の連携も含めて。

○委員長 答弁を。

○長寿課長 ロマン大学は、おおむね60歳以上を対象にして2年課程でやっておりますし、アルプス大学のほうは広く若い年代層も入られておりますので、その辺はすみ分けはしっかりしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ほかにいいですか。

○金田興一委員 また済みません、変なことを言うわけなんですけど、ロマン大学、ロマン大学院、目的の中には地域の活性化、地域の貢献ってようなものがあるんですが、実態は御存じですか、地域に対する。

○長寿課長 ロマン大学院の開校の趣旨は、2年間学んだ成果を仲間とともに地域に生かしていただくことを題目やりましたけども、具体的にじゃあ、個人では多分地域でやられてますけども、団体が本当にこうやってやってるっていうのは、ちょっと私ども把握しておりません。ただロマン大学につきましては、サークル活動等で、例えばコーラスグループも長くできておりますので、その辺で、地域貢献とは言わずに仲間づくりも進んでるかなっていうことを考えております。ちょっと言葉足らずで申しわけございません。以上でございます。

○委員長 いいですか。

○金田興一委員 私も過去に一般質問の中で取り上げたことがあったんですが、というのは、各区の区長さん方から、ロマン大学、ロマン大学院出た人たちは、今言ったサークル活動を自分たちではやってるでしょうが、例えばいわゆる老人クラブには入らない。入っても役員やらない。区の役員にもならない。自分たちだけではやるけれども、全然地域の活性化、地域に貢献ってのはないんじゃないかと、そういうことを今でも聞きますよね。だから、どうも今、大和課長のお話を聞いてても、実態の把握がどこまでできてるのかっていうのは、私はかなり疑問だと思ってるんですよ。だから、もう自治会活動までこれ影響が出てる場所もあるんですよ。それは地域によっても違うんで、市内全部一律じゃないんですが、ですからそうは言っても、自治会はないと困ると思うんだよね、行政としても。老人クラブなくても、どうでもいいっちゃ、そうかもしれんけど。だけど、やはり私はこれからの時代、老人クラブもなきやならんと思ってるんで、やはりここらのロマン大学のいわゆる基本に掲げてある地域への貢献みたいな部分について、やはりもうちょっと見つめ直してもらう必要があるのかなと、これは希望です。

○委員長 希望ということで。ほかにいいでしょうか。ないようですので、ここで10分間休憩取ります。あの時計で35分からお願います。

午後2時24分 休憩

午後2時33分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

続きまして、3款民生費2項児童福祉費から5款労働費までを議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 続きまして、151ページ、152ページをお願いいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますが、説明欄最初の白丸、嘱託員報酬6億3,706万円、195人の内訳は、保育士190人、

栄養士3人、看護師1人、利用者支援専門員1人となっております。

1つ飛びまして3つ目の白丸、児童福祉事務諸経費307万円につきましては、こども課の事務経費となっております。下から2つ目の黒ポツになりますが、保育料システム使用料70万円は株式会社電算に委託しているもので、庁内の住基システムと連動しまして家族構成や保育料等に係るデータを管理しているものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業につきましては、社会福祉法人立の保育園及び認可外の保育所の運営を支援する事業費でございます。最初の黒ポツ、認可外保育事業補助金845万円は、松本市のキッズワールドと洗馬にあります自然ランド・バンバン、伊那市にあります山の遊び舎はらぺこの3つの認可外保育所への運営補助金で、市内在住の入園児数に応じて補助金の交付をしております。次の黒ポツになりますが、子供のための教育・保育給付費負担金1億6,736万円余につきましては、今年度までは特定保育所運営委託料という補助金でございましたが、入園児童数に応じた法定の至便費や長時間低年齢児保育に係る負担金を交付して民間保育園の運営を支援するための負担金です。なお、来年度は社会福祉法人立の保育園2園で、前年度比10人増の園児数147人を見込んでおります。

○副事業部長兼福祉課長 では、一番下の白丸になります児童扶養手当支給事業ですけれども、こちらは予算説明資料20ページに説明がありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。ひとり親家庭の父や母、または父母のいない児童を養育している方の生活の安定と自立を支援するために支給するものです。下から2つ目の黒ポツになります児童扶養手当システム改修委託料ですけれども、こちらは、ひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的といたしまして、児童扶養手当法の一部が改正されることになりまして、多子加算額、2子、3子分以降になりますけれども、現行の第2子につきましては、今現在5,000円になっておりますけれども、こちらを1万円に、第3子以降につきましては、3,000円が6,000円に増額されることになりまして、これは、年収に応じて逡減支給、少しずつ額が減らされていく支給になりますけれども、こちらのシステムの改修が必要になるものです。

次のページ、153、154ページをお開きください。1つ目の白丸ですけれども、児童手当支給事業です。こちらは、中学校修了前までの児童を養育している父母その他保護者に対し、生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的に支給する手当になります。

○こども課長 続きまして、2目児童運営費でございます。説明欄最初の白丸、保育士給与費6億1,434万1,000円は、正規保育士102人分の人件費で、内訳は園長15人、保育士87人となっております。

次の白丸、保育所運営費1億8,173万8,000円は、公立保育園15園の運営経費で、保育日数は293日を予定しております。予算説明資料の45ページにも記載してございますけれども、途中入所を含めました入園予定児童数は、昨年より5人減の1,745人を見込んでおり、全園で行っております長時間保育や基幹園で実施しておりますデイ保育、休日保育等の特別保育事業などの実施によりまして、保護者の子育てと就労の両立支援を推進してまいります。保育所運営費の最初の黒ポツの長時間保育士賃金、次の臨時保育士賃金は、保育士の休暇等の代替保育のほか、早朝、夕方の長時間保育などに1日単位、あるいは時間単位で勤務する臨時職員の賃金になっております。そこから3つ目の黒ポツ、園医謝礼166万8,000円は、入園児童の内科検診と歯科検診を春と秋2回実施するものでございます。その4つ下の黒ポツ、消耗品費2,285万4,000円につきましては、今年度まで保育費というものがございまして、そちらのほうと使用用途が似かよっていることか

ら、保育費を改元しまして圧縮し、消耗品費と合わせたものでございます。ページをおめくりいただきまして、155、156ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、市外保育所入所児童委託料185万円は、市内に居住する児童の保育を市外の保育所へ委託するもので、理由としましては、里帰り出産のほかDV対策、ひとり親の勤務先などによるものを想定しております。下から4つ目の備品購入費180万円は、園児の机や椅子などの保育備品を購入するものでございます。

○**教育総務課長** その下の白丸、保育所施設改善事業の1、474万2,000円でございますが、市内15園の保育所施設の一般的な維持管理、整備等に関する費用でございます。一番下の黒ポツ、施設整備工事544万2,000円でございますが、新年度につきましては3カ所、日の出保育園の屋根、軒どい防水改修、広丘西保育園乳児室の手洗い器設置、それから大門保育園の遊具改善となっております。以上です。

○**こども課長** 次の白丸、育児支援推進事業につきましては、地域の子育て支援施設として位置づけられている保育園や児童館の専門機能を生かしたあそびの広場事業のほか、地域の特色を生かした保育園の地域活動として、異年齢児交流や高齢者との世代間交流、郷土文化伝承活動等を通じ、児童の情操を育む取り組みを進めていく事業でございます。下から2番目の黒ポツ、病児・病後児保育事業につきましては、風邪等で体調がすぐれず、保育園にはまだ通わせられないというときに、桔梗ヶ原病院内にあるキッズステーションでお子さんをお預かりする事業で、いずれも子育て家庭の子育てと仕事の両立を支援してまいります。

1つ飛ばしまして、次の白丸になりますけれども、保育補助員設置事業766万1,000円でございますが、こちらにつきましては、通称おじいちゃん先生、おばあちゃん先生と呼ばれているものでございますが、これを各保育園に配置しまして、児童の情緒の発達を促すことなどを目的に週2日勤務で実施をしております。

○**子育て支援センター所長** それでは、158ページをお願いいたします。子育て支援センター事業について御説明いたします。予算説明資料は40ページです。あわせてごらんください。子育て支援センターは、28年2月末で、北部、えんぱく合わせて今年度の利用者数が2万3,000人を超える利用をいただいております。ただ、支援センターを利用することができない御家庭も多いことが課題と考えておまして、27年度から地域に支援センターが出かけていくお出かけ支援センターを開催してきました。気軽に出かけられる場所として多くの親子に利用していただきましたが、28年度は、さらにお出かけの地区をふやしていきたいと考えています。また、新たな取り組みとして、健康づくり課で行っている妊婦さん教室と支援センターのマタニティママの子育て準備講座をあわせた、マタニティママの応援教室を開催し、妊娠期から子育て全般の情報提供を行うとともに、子育て世代の交流を広げていきたいと考えています。

臨時職員賃金ですけれど、年間約140回ほど実施しております親子向け、保護者向け講座のうち、託児を必要とする場合の保育士賃金や、土日祝日の開館での保育補助及びその代替に充てる保育士賃金になります。また、マタニティママの応援教室に係る費用として、講師謝礼及び消耗品費を増額いたしました。

158ページ下の丸、こども広場事業です。こども広場も、2月末で既に利用者が5万5,000人を超え、市内外の多くの御家庭に御利用いただいております。臨時職員賃金ですが、平日を4人体制、土日祝日を5人体制となるよう臨時保育士を配置し、遊具の管理や遊びの見守り、保護者からの相談等に対応しています。160ページをごらんください。中ほどの施設管理負担金ですが、これはウイングロードビルを管理する塩尻市振興公社との取り決めによる面積割での負担となっております。内訳は、施設管理費及び光熱水費となっております。大

勢の皆さんに快適にご利用していただくために、安全清潔な施設として維持管理を行ってまいります。

次の白丸、ファミリーサポートセンター事業です。27年度から、この事業の周知と利用促進のため、生後3か月から満3歳までの未就園児を対象に、年間に2時間分1,200円の無料利用券を配布し、リフレッシュも含めた育児負担の軽減につなげていく事業が始まりました。28年度は、この無料券の対象をゼロか月からに広げ、産後まもなくの一番支援を必要とする時期に必要な支援を行い、地域に見守る人がいることを知ってもらうことで子育て家庭の孤立を防ぐ機会となるよう、サポーターによる訪問支援を行ってまいります。このための費用として、利用助成金と訪問の際持参する出産祝い品を計上いたしました。またファミリーサポートのより利用しやすい環境づくりのため、地区ごとの交流会を開催したり、情報誌を作成して広く配布するなど、依頼会員、提供会員相互の関係を深めていくための費用として、託児、保育士賃金、講師謝礼、郵便料を増額しています。

○**教育総務課長** それではその下の丸、吉田原保育園・吉田児童館分館建設事業でございますが、こちら、資料の42ページのほうにも概要を記載させていただいております。平成26年に実施設計、測量等を行いまして、本年度、現在工事を施工中でございます。3月24日には竣工式と卒園式を予定しております。新年度につきましては、現在、仮設園舎の敷地となっております土地につきまして、送迎用駐車場の整備と公園の復旧を行うというものでございます。駐車場整備が、444平米で1,240万円。公園復旧については、1,256平米で1,390万円という予定になっております。

その下の白丸、保育園施設リニューアル事業でございますけれども、市内の保育園を計画的に改修をしているものでございます。新年度につきましては、平成29年度に工事を予定しておりますみずほ保育園の大規模改修の実実施設計を行いたいというものでございます。

○**こども課長** 次の白丸、給食運営費をお願いいたします。3つ目の黒ポツになりますが、給食費1億3,413万9,000円につきましては、公立保育園の年間の給食日数282日分の給食やおやつ材料費となっております。ページをおめくりいただきまして、161、162ページをお願いいたします。上から5つ目の黒ポツ、給食調理業務委託料は、今まで公立保育園15園中14園で給食調理業務委託を実施しておりましたが、平成28年度からは残りの1園、北小野保育園での業務委託を実施し、給食調理の業務委託料として1億148万4,000円をお願いするものです。このうち北小野の委託料につきましては、543万6,000円になっております。一番下の黒ポツになりますが、備品購入費408万6,000円につきましては、給食厨房備品のガスチームコンベクションオープン、包丁・まな板殺菌庫、保存食用冷凍庫といった高額な備品を計画的に更新して、安定的な給食提供に努めるための費用をお願いしてございます。

次の白丸の園児送迎バス運行事業ですが、こちらにつきましては、最初の黒ポツ、園児送迎バス運行委託料105万6,000円は、北小野及び檜川保育園の送迎バス等の運行業務を委託するものでございます。バスにつきましては、小学校送迎用のバスと共用することにより186万2,000円の減となっております。

次の白丸、にぎやか家庭応援事業1,102万6,000円につきましては、子育て世代に選ばれる地域の創造の中で子供を産み育てる環境の整備として、今年度に引き続きまして実施する出産・子育ての負担軽減を図るための基幹事業となっております。予算説明資料の45、46ページをごらんください。こちらにつきましては、歳入の減額になりますのでここには記載はございませんが、保育料の減免がメインの事業となっております。3歳以上児を対象に第2子の保育料を半額に、第3子以降の保育料を無料としており、保育園の保育料の減額分と

して9,019万円余を見込んでおります。事業内容の最初の四角、保育料減免事業（幼稚園等分）となっておりますが、こちらにつきましては、対象者の第2子29人と第3子以降は31人。こちらにつきましては、認可外保育所分も含まれております。なお、3歳未満児につきましては、現在と同様に本市独自の第2子保育料を10%減免し、第3子以降は20%減免の継続を行うほか、次の四角になりますけれども、1日保育リフレッシュ事業としまして、日ごろの保育から離れて保護者にリフレッシュをしてもらうとともに、デイ保育の制度を周知することを目的とし、引き続き、3歳未満の未就園児を家庭で保育している保護者を対象に、保育園のデイ保育を1回無料で利用できることとしております。次の四角になりますけれども、保育講演会事業につきましては、これも今年度に引き続きまして、幼少期の家庭での教育や育児、地域ぐるみでの子育ての大切さを認識していただくため、全市を対象とした講演会と地区単位での巡回講演会を開催する予定でございます。その下の四角、親子でイクジー事業につきましても、えんぱ一くで未就園児を対象に保育園での活動を体験してもらい、保護者には同年代の保護者同士の情報交換の場を創出し、また、地元大学の保育課とコラボすることにより、保育士を目指す学生が実際に子供と触れ合える機会を設けることとしております。一番下の四角になりますが、子育て応援発信事業につきましては、主に子育て専門誌の1ページを2月に1回買い取り、子育て世帯に向けた市の子育て情報の発信を広く定期的に行うこととしまして、61万6,000円を計上させていただいております。

予算書162ページに戻っていただきまして、次の白丸、子ども・子育て会議運営事業18万1,000円につきましては、今回策定しました元気っ子育成支援プラン2の進捗状況等の検証のため、子ども・子育て会議を年に2回開催するための委員報酬等を計上させていただいております。

○副事業部長兼福祉課長 では次、3目ひとり親家庭福祉費になります。2つ目の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業ですけれども、こちらは、ひとり親家庭の生活や子育て支援、経済的支援、就労支援をするものです。下から2つ目の黒ボツになりますけれども、自立支援教育訓練給付金は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座、または就業に結びつく可能性の高い講座を受講する場合に、教育訓練の受講にかかりました経費の一部を支援するものです。次の黒ボツ、高等職業訓練促進費ですけれども、看護師や介護福祉士などの経済的自立に効果的な資格を取得するために養成訓練を受講する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給するものです。

次のページ、163、164をお開きください。1つ目の白丸になります児童福祉施設費ですけれども、1つ目の黒ボツ、母子生活支援施設入所委託費は、虐待で保護した母子が入所している自立支援施設の入所委託料になります。次の黒ボツ、助産施設入所措置費ですけれども、児童福祉法第22条第1項の規定により、経済的理由で出産費用等の支払いができない方に対する助産施設への入院及び分娩介助の措置費になります。

○家庭支援室長 続きまして、4目家庭支援費をお願いいたします。あわせて予算案の説明資料47ページをごらんをいただきたいと思っております。

2つ目の白丸、職員給与費5,041万円でございますが、27年度と比べまして2,000万円余の増額となっております。これにつきましては、一般職員3人を増員するものでございまして、そのうち1人は特別支援教育指導主事を新たに配置をいたしまして、学校での支援体制の充実強化を図り、特別支援教育の一層の充実を図るというものでございます。

次に一番下の白丸、家庭支援推進事業131万円5,000円でございますが、このうち一番下の黒ボツ、子育て支援ショートステイ事業委託料38万円4,000円につきましては、養育支援の観点から、こども課から

事業を移しまして家庭支援課で新たに実施をすることとしたものでございます。以上です。

○**こども課長** 続きまして、165、166ページをごらんください。5目児童健全育成費1億2,822万円1,000円は、児童館9館及び児童クラブの運営費と放課後キッズクラブ運営費が主なものとなっております。

最初の白丸、嘱託員報酬5,561万3,000円及び次の白丸、職員給与費3,206万8,000円は、児童館長8人及び児童厚生員20人の人件費となっております。

次の白丸、児童館・児童クラブ運営費3,557万3,000円は、2つ目の黒ポツになりますけれども、臨時職員賃金1,354万2,000円は、児童厚生員とともに放課後の学童保育を担当するパート職員及び児童クラブ、キッズクラブの充実のため支援の量の拡充と質の向上を図り高水準の支援内容を確保するために、新年度新たに配置する巡回支援員の賃金となっております。次に、下から7つ目の黒ポツになります。洗馬児童館指定管理料1,306万円につきましては、洗馬児童館の指定管理を塩尻市社会福祉協議会へ委託し、複合施設を活用した利用者と児童の交流会のほか、地域の諸団体とも連携した活動を展開していただいております。

次に、167、168ページをごらんください。白丸、放課後キッズクラブ運営費366万6,000円です。こちらにつきましては今年度からの事業で、放課後児童クラブは、昼間保護者が就労等のため家庭にいない児童に限られますが、家庭に保護者がいる児童であっても登録、利用することによって放課後児童クラブと同様の活動ができることとし、放課後の全児童対策事業として取り組んでいるものでございます。

○**家庭支援室長** 続きまして、6目発達支援費をお願いいたします。初めの白丸、元気っ子応援事業504万6,000円でございますが、27年度と比べまして150万円余の増額となっております。これにつきましては、乳幼児健診のフォロー教室でありますのびのび会を、健康づくり課から移しまして家庭支援課で実施することで母子保健と元気っ子応援事業との連携を強化し、早期からの情報の共有を図る等を目指しております。主なものとしましては、3つ目の黒ポツ、元気っ子相談等謝礼につきましては、小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士による専門的な相談を行うための謝礼などがございます。以上です。

○**副事業部長兼福祉課長** では次、3項生活保護費1目生活保護総務費になります。一番下の白丸、生活保護事務諸経費ですけれども、こちらは生活保護法に基づく保護決定や実施に必要な事務費になります。次のページをお開きください。下から5つ目の黒ポツになりますが、医療審査等支払手数料ですが、これは医療扶助のレセプト等の審査手数料になります。次の廃棄物処理手数料ですけれども、扶養義務者等の身寄りが誰もいない受給者が死亡したときに、居住等の片づけをした際に出る廃棄物の処分費用になります。

次、2目扶助費になります。生活保護扶助費ですけれども、最初の黒ポツ、生活保護費は、生活保護法に基づき最低限度の生活を保護し、生活の向上が図られるよう援助するものです。28年2月末現在の生活保護受給世帯数は241世帯、受給者数は324人となっております。前年の同時期と比べますと3世帯の増加、受給者は2人減少しているという状況です。次の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費ですけれども、円滑な帰国の促進と永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、支援給付するものになります。現在、6世帯8人の方に給付をしております。次の黒ポツ、就労自立給付費ですけれども、保護受給中の就労収入のうち、収入認定した金額の範囲内で法に定められました率の金額を仮想的に積み立て、保護脱却後の生活支援と再度保護に至ることを防止するための支援金として、保護廃止時に一括して支給するものです。

次のページ、171、172ページをお開きください。5項災害救助費1目災害救助費、応急救助諸経費にな

りますが、万が一災害が発生した場合に、被災した市民に対し支援を行えるよう災害弔慰金を計上したものです。以上です。

健康づくり課長 173、174ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保険衛生総務費の説明欄2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費ですけれども、下から4つ目の黒ポツ、総合健康システム使用料は、健診業務システムの使用料でございます。

次の白丸、保健衛生繰出金は、両小野診療所及び檜川診療所に操り出しを行い、地域医療の確保と診療所の医療充実を図るものでございます。以下、予算説明資料24ページ以下にも御説明してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。両小野診療所につきましては、昨年10月から長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センターが新診療所を建設をし、運営を開始をしております。負担金の内容でございますけれども、新診療所の建設に要した費用を本年度から29年度まで3年間にわたって平準化して支援する費用、それから旧診療所の解体費用及び組合の運営費で、これらの経費の一部を塩尻市と辰野町が負担をするものでございます。旧両小野国保診療所の解体工事ですが、本年2月から来年6月までを工期として工事が始まったところでございます。この今後でございますけれども、来年度にかけて旧診療所を解体をし、土壌調査、医療廃棄物等の確認また除去等行った上、更地にして所有者に返還をし、その後辰野町と協議しながら両小野国保病院組合の来年度中の解散を想定をしております。国民健康保険檜川診療所事業特別会計繰出金につきましては、檜川診療所事業特別会計で御説明いたします。

次の白丸、未熟児養育医療給付事業でございますけれども、養育のために病院等に入院が必要な児童に対して医療の給付を行うものでございます。

次の白丸、地域医療推進事業につきましては、地域住民の健康管理、緊急医療体制を医師会等の関係団体や広域圏等で整えようとするものでございます。2番目の黒ポツ、在宅当番医制事業委託料、次の在宅歯科当番医制事業委託料、その次の当番薬局制事業委託料につきましては、休日祝日等の救急医療等の確保を図っているものでございます。下から2つ目、病院群輪番制事業負担金でございますけれども、平日の夜間及び土日祝日に入院手術が対応可能な二次救急医療機関、こういった医療機関、市内にはないわけでございますが、その急病院に当番制で対応をお願いをしている負担金でございます。一番下の黒ポツ、松本市小児科・内科夜間急病センター負担金は、中信地域の小児の夜間初期救急体制の確保のため、松本市、安曇野市、塩尻市3市における施設の安定維持の収支差額負担金でございます。

一番下の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業の松本地域出産・子育てネットワーク負担金につきましては、産科医の不足を松本地域医療圏全体でカバーしようとするものでございまして、共通診療ノートを作成したり研究費用を助成しながら分娩医療機関の負担を減らし、産科医療体制の確保を図ろうとするものでございます。

175、176ページをお願いいたします。天使のゆりかご支援事業でございますけれども、不妊または不育症治療に対して援助するものでございます。

次に、2目予防費の1つ目の白丸、予防対策事務諸経費でございますが、7番目の消耗品費につきましては、さまざまな予防接種、二種、三種、四種混合、不活化ポリオ、麻疹、風疹、BCG、水痘、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、子宮頸がん、小児用肺炎球菌等のワクチン代でございますけれども、1,000万円ほど減額となっていますのは、実績等をもとに厳しく見積もったものによるものです。それから下から5番目の黒ポ

ツ、個別接種医師委託料につきましては、医療機関における医師の接種委託料でございます。

めくっていただきまして、177、178ページをお願いいたします。3目保健対策費3番目の白丸、健康増進事業は、健康増進法に基づくがん検診、それから啓発を通じて市民の健康づくりを推進する事業でございます。下から8番目の黒ポツ、保健対策事業委託料でございますけれども、健康づくり事業団に集団検診を、それから塩筑の塩筑医師会に個別検診を委託することにより、胃、大腸、肺、子宮頸がん、乳がん検診等を実施するものです。特に子宮頸がん、乳がんは、国の補助事業を活用して実施をいたします。また、市単独で年度中に31歳になる人には子宮頸がん、51歳になる人には乳がんの無料クーポン事業実施をしております。それから下から4つ目の黒ポツ、AED使用料でございますが、増額となっておりますのは、耐用年数を経過し新規にリースになるものがあることによるものでございます。

次の白丸、歯科保健事業でございますけれども、ページめくっていただいて、180ページにあります歯科検診委託料は、塩筑歯科医師会に委託をし、妊婦歯科検診あるいは40歳以上の節目に実施するさわやか歯科検診、それから在宅の要介護高齢者の歯科検診を実施するものでございます。歯科保健の生活習慣病との関連が指摘をされていること、それから幼児期からの口腔衛生の向上、それから増加をします在宅要介護高齢者の在宅歯科検診の対応のために、新たに歯科衛生士の臨時職員賃金を計上させていただいたところでございます。

次の白丸、後期高齢者等保健対策事業でございますけれども、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者等を対象として健康診査を実施をするものでございまして、下から4番目の黒ポツ、後期高齢者健診等委託料は健康づくり事業団、それから塩筑医師会に委託をするものでございます。それから一番下の人間ドック等補助金は、27年度から実施をしており、人間ドックを受診をされる方に国保の人間ドックを受けたときの補助金と同額を支給しようとするものです。

次の白丸、食育推進事業は、食育活動を通じて市民の食に対する理解を深め、健全な食習慣の定着と健康づくりを推進するものでございまして、27年度に開始をいたしました、おいしく減るsee（ヘルシー）応援店のマップの作成も予定をしているところでございます。この中の一番下の黒ポツ、食生活改善普及事業委託料につきましては、食生活改善推進協議会に委託をするものでございます。

次の白丸、健康活動支援事業につきましては、ヘルスアップ委員会や地区体協、各種団体と市民や地域の健康課題を共有して、協働して市民の健康づくりを支援しようとするものでございます。

それから、一番下の健康体力づくり推進事業につきましては、インターバル速歩を取り入れましたヘルシーフィジカル教室、それから各種運動教室、それから本年度から特定健診の結果相談会におきまして健康運動指導士による運動指導の実施をしているところでございます。こういったことにより、市民の皆さんに運動習慣をつけていただいて健康体力づくりを推進しようとするもので、教育費、保健体育費から組みかえをしたものでございます。

ページめくっていただきまして、182ページをお願いいたします。2つ目の白丸、4目母子保健指導費の1つ目の白丸、母子保健事業でございますけれども、母子保健法に基づきまして健康診査、相談事業を実施をし、母子の健康管理を図るものです。本年度から、妊娠届けからの切れ目ない支援を図るためのマタニティサポーターを配置をしているところでございますけれども、来年度、新たに北部子育て支援センターに妊娠から子育てサポートルームを開設をし、マタニティサポーターとチャイルドサポーターを、助産師、保健師各1名でござい

すけれどもこちらを配置をし、市民の皆さんに身近なところで子育ての相談先を設ける体制を取ってまいります。予算では、ここの部分で臨時職員2人を配置することによる社会保険料、臨時職員賃金、それから、そのサポートルームに設置をする備品、消耗品を計上してあります。6番目の黒ポツ、母子保健事業医師等謝礼、その下の補助員謝礼でございますが、健診に従事する小児科医、歯科医、心理相談員等や補助員として従事をする保健師、栄養士、助産師等の謝礼でございます。下から5番目の一般健康診査委託料ですが、妊婦一般健康診査と乳児の個別健康診査、それに係る委託料でございます。健診業務を長野県医師会と助産師会に、支払業務を長野県国民健康保険連合会に委託をしているものでございます。一番下の黒ポツ、妊婦一般健康診査助成金でございますが、里帰り等で県外で出産した方に助成をするものでございます。

こども教育部長兼男女共同参画・人権課長 それでは、201、202ページをお願いいたします。5款1項2目ふれあいプラザ運営費をお願いいたします。202ページの説明欄をお願いいたします。2つ目の白丸、ふれあいプラザ運営事業でございます。3つ目の黒ポツ、各種講座講師謝礼61万6,000円ですが、働きたいという女性のための資格取得講座を初め生活教養講座、就職活動、また社会生活に役立つ各種講座を行っておりますが、そのための講師の謝礼になっております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。151ページから。

○金田興一委員 済みません、両小野の国保病院の関係ですが、29年度までの支援で、それ以降は国保組合の解散というような説明でしたよね。それで、現在の新しい診療所に、解散した後も塩尻市辰野町が何らかの出費はあるんですか。

○健康づくり課長 あそこの診療所の敷地がですね、今現在、組合が一部を借地をしたという形になっております。厚生連にはですね、土地と建物は提供した上で、組合で提供した上で御利用って言いますか、そこで建物を建てて、そこでもって診療所を運営してもらってという話で来ておりますので、引き続き、その診療所の用地の賃借料の負担というのは、両市と町で解散した後も生じるということになります。

○金田興一委員 それは、いわゆる両小野国保病院がある以上、未来永劫にということですか。

○健康づくり課長 両小野診療所、国保病院もそうなんですけれども、ああいう中山間地において非常に民間の医療機関が出るのが難しい、運営が難しいところに、公でもって設置をしてきたってことに意義があるわけでございます。そういった地域医療の確保という意味は非常に重要だと考えておりますので、今後もその部分の負担はずっと続けていく、そういった考えでおります。

○金田興一委員 あそこに、立地の条件等からJAのほうでつくっていただいたと、大変ありがとうございます。ちょっとこれ、私が漏れ伺ったところで、こういう場所で言っていないかわからないんですが、土地建物はJAのほうへやるということですよ、最初から。それで、土地の一部を借りたままの状況で塩尻と辰野がやってくというのは、辰野だか組合だかちょっと聞き取れなかったんですが、知恵者がいて、ずっとある一定の分を残しとくと、こういううわさを聞いてたもんですから。本来は、全部辰野と塩尻で買い上げて、それでそっくりきれいにしてJAのほうにお渡しするというのが本来の姿ではないのかなって、こんなふうに思うんですが。

○健康づくり課長 おっしゃるとおりでございます。組合のほうとしても今回の用地につきましては、極力全部買い上げをしたいということで交渉してきたところでございますけれども、地権者の方からで、そこまでし

っかり、中にはやっぱりどうしても手放したくない、あるいは関係で、そこまで組合で買い上げるということまでいってありませんで、それにつきましては引き続き話はしてまいる予定でありますけれども、それが買い上げてわけに至らなかった場合には賃借料として残らざるを得ない、そういった状況でございます。

○**金田興一委員** 引き続き、御努力されていくということで了解しました。

○**委員長** ほかによろしいでしょうか。

○**丸山寿子委員** 160ページ、ファミリーサポートセンター事業で、28年からまた拡大と言いますか、ゼロ歳からということをしていただくわけなんですけど、ファミリーサポートの場合、預かるというか支援するほうの側の方は、必ず講習会と言いますか、学習して得ていただいておりますけれども、事業拡大に当たって、その辺のことはどのようにしてるのかお聞かせください。

○**子育て支援センター所長** 現在、ファミリーサポートのサポーターに登録していただいている方が99名いらっしゃいます。毎年、講座を開催いたしまして、大体20名前後の方が登録していただいておりますけれども、事情により来年からは無理っていう方もいらっしゃるって、ちょっと横ばい状況にはなっておりますが、来年度以降も引き続き養成講座を開催していきますので、その中で対応していきたいと思っています。今までのファミリーサポートは朝夕のサポートが圧倒的に多いっていう状況で、そうすると、昼間ならあいてるんだけど朝夕はちょっとっていう方もたくさんいらっしゃるって、現実的には大体3割くらいの方が今まで活動してきていただいているっていう経緯なんですけど、その今までなかなか活動をしていただけなかった方たちに昼間の時間帯にサポートをしていただくという方向で考えております。

○**丸山寿子委員** それから人材っていう意味で、そうですね、サポーターの立場と、それから支援してもらう立場というか、それがダブってるっていうか、同じ人であってもいいではないかという声も全国的にあって、その辺のことと、それから、もう既にサポートしてもらわなくてもよくなったけれど、これを経験して、非常にいいのでサポーターに今度新たになりたいっていうような人はいるのかどうか、ちょっとその辺どうでしょうか。

○**子育て支援センター所長** サポーター養成講座に毎年応募していただく方の中に、必ず三、四人くらいは現役の子育て世代の方がいらっしゃいます。現に、両方会員っていうんですけど、それに登録していただいている方が14名ほどいらっしゃいます。ただ、やっぱり子供さん小さいと、なかなかサポートをするっていうところまでは至ってなくて、かえって小学生くらいの子供さんをお持ちの、両方会員には登録してないんですけど、そのくらいの子供さんをお持ちの方が、うちにも子供がいるからうちでお預かりしますって言う方もあって、うまく回っているところもあるかなっていう感じです。

○**山口恵子委員** そのファミリーサポート事業の関連でお聞きしたいんですが、今回から対象をゼロ歳児に拡大をしたということで、産後ケア事業もそこで賄えるということになって、出産をやっぱり考えてる方たちにとっては、とてもありがたい安心の事業であるというふうに思います。それで、特に今、家族が逆に介護を受けているので、産後、家族の支援が受けられないとか、遠くにいるので産後の介護も支援が受けられないっていう現状が多くなってきている中で、この事業、とても必要な事業だと思うんですけど、特に生活困窮者っていうか経済的に厳しい方の利用の減免もね、やはり必要なというふうに思いますけれども、その辺、料金設定はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○**子育て支援センター所長** 来年度につきましては、ゼロカ月からに広げるということで、今年度無料の利用券

2時間分ですけれど、それもゼロカ月から広げましてやっていきたいと思っておりますが、まだちょっと減免とかそういうことについては、まだ検討はしておりません。

○山口恵子委員 それでは、やはり今年度から事業をするということなので、状況を見ながら、やはり、特に手当が必要な方がちゃんと手当が受けれるような減免制度などもしっかり検討していただきたいと思います。要望です。

○委員長 要望でいいですか。

○山口恵子委員 はい。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

○金田興一委員 ちょっと確認ですが、人間ドック等の補助金、180ページの後期高齢者等の保健対策事業ですが、国保と同額ということで、等ってなってるんで、当然脳ドックも含むというふうに理解してよろしいわけでしょうか。

○健康づくり課長 脳ドックをお受けいただいた場合も、国保と同様に1万円の助成ということになっております。

○金田興一委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○山口恵子委員 済みません、予防接種事業のところまで2つお聞きしたいんですが、1つは、高齢者の肺炎球菌のワクチンの助成が始まって、対象が5年おきなんですけれど、実際に実施状況、何パーセントぐらいの方が実施できているかお聞きします。

○委員長 御答弁。

○健康づくり課長 実施状況につきましては、係長からお答えいたします。

○委員長 係長、お願いします。答弁を求めます。

お願いします。課長です。

○健康づくり課長 実施状況につきましてはですね、ちょっと後ほどお時間いただいております。

○委員長 はい、わかりました。

○山口恵子委員 もう1個いいですかね。予防接種の関連で、インフルエンザの予防接種補助、高齢者に対しては1,000円のできるような補助があるんですけど、子供たち、特に受験生は大体インフルエンザの予防接種受けますし、ことしも市内の学校の状況を見ましてもインフルエンザの罹患率が多く、学級閉鎖をするっていうような現状の中で、やはり子供たちのインフルエンザも、ぜひ補助をしてほしいっていうような声をね、多く聞くんですけど、その辺に対して国の動向とか市の判断、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 おっしゃるとおり、児童に対する予防接種というのは必要だとお考えのお子さんもいらっしゃいますけれども、今のところ市ではですね、定期化されたものについて、助成なりは市で実施するっていうふうになっておりまして、まだそういう段階になっておりませんので任意でやっただけだということになります。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 はい。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

○丸山寿子委員 180ページの黒点の上から3つ目、歯科検診委託料で、説明資料のほうの24ページの一番下にもありますし、また、先ほど説明で在宅歯科検診高齢者等の需要も高いということで説明ありました。この在宅歯科検診の、これそのものは新規ではなくて継続なのか、ちょっとその辺まず教えてください。

○健康づくり課長 在宅歯科検診は、継続でございます。

○丸山寿子委員 事業費自体は拡大してるのかってということと、もう1つ、在宅の中には、例えば市内の施設なんかにいる方のところに歯科医が行くというのも、ここには当てはまるのかどうか、ちょっと教えてください。

○健康づくり課長 施設に医師が行くという形態はこの中には入っておりませんで、ただですね、受診場所が、老人の施設にたまたま通所している方のところに行くという形態としては、在宅の延長した形態としてありますけれども、施設に行く、直接行くという形態では取っておりません。施設のほうには、またそれはそれで、訪問診療の中で対応していく。検診という形ではなくてですね、訪問診療で対応していただいているということになります。

○委員長 ほかに。

○丸山寿子委員 費用についてまだ答えてない。

○健康づくり課長 費用につきましては、事業費とすると、臨時職員賃金の部分が、まずそっくりふえております。

○丸山寿子委員 わかりました。いいです。

○委員長 ほかにはいいですか。

○篠原敏宏委員 162ページの園児送迎バス、先ほどの説明の中では、運行委託料が去年より半減してますが、これは小学生と共有するっていう説明がありました。これはバスを新しくするっていうことで、そのときに保育園も学校の子供たちと一緒に使うと、そういうことですか。

○委員長 答弁を求めます。

○こども課長 済みません、バスについては、まだ新しくする予定はございません。

○篠原敏宏委員 そうすると、既存のスクールバスを保育園児にも使わせると、そういうことですか。

○こども課長 はい。そのとおりでございます。

○篠原敏宏委員 あれ、座席の大きさとかが園児バスの場合ね、特注っていうか全然大きさが違ったような気がするんですが、大丈夫ですか、安全対策上。

○こども課長 園児の場合はですね、園児用のチャイルドシートがございまして、それを併用する中で運行いたしております。

○篠原敏宏委員 それを使う学校は、さっき北小野と檜川と2園っていう話だったんですが、これは決まっていますか。両方とも同じように。

○こども課長 はい。両園とも使っております。

○委員長 いいですかね。

○篠原敏宏委員 そうすると、チャイルドシートを載せかえる、そのたびに。

○委員長 載せかえるかどうか。

○篠原敏宏委員 載せかえるっていう作業を、毎日やることになりますか。

○こども課長 そうです。ちょっとチャイルドシート自体は、置いたままでは大きいお子さんは座れませんので、載せかえを行うっていうことになります。

○篠原敏宏委員 園の業務、どちらの。載せかえをするっていうことは、保育園のほうでその作業をやるわけですね。

○こども課長 保育園のほうで行いますが、通常のチャイルドシートと言いますと、下にシートを、シートの上にシートを置きましてその上に座ってという形になるわけですが、一応今、園児用のチャイルドシートということで、シートベルトなんかもですね、位置的にちょっと高い位置にございまして、そのまま使ったりするとちょっとこう体にめり込んだりとかそういうこともございますので、ちょっと通常使われているチャイルドシートとは違ひまして、1回座った後にですね、その上からこう、膝の上からこう載せるような形のチャイルドシートになっておりまして、体を固定するとともにシートベルトが、その膝の上に置いたところをこうシートベルトが通りますので、体にめり込まないような、そんなような形になっているチャイルドシートになっております。

○篠原敏宏委員 1つは手間の部分と1つは安全性の部分、これがちゃんと担保されればね、工夫の範囲ですのでもいいと思うんですが、そのあたり大丈夫でしょうか。私、ちょっと今その物がわからないんでね、ああそうですかって言うしかないんですが。

○こども課長 済みません、ちょっと現物がなくて申しわけないんですが、今現在もそのチャイルドシートを使って運行させていただいておりますので、それに伴って特に事故とか安全上問題があったってことはございませんので、引き続き使ってまいりたいというふうに思っております。

○篠原敏宏委員 はい、わかりました。

○委員長 課長補佐、何かいいですか。いい、何か。いいですか。

○こども応援係長 先ほどの人数なんですけれども、保育園はですね、3人程度しか乗りません。乗る方は3歳以上児に限っておりますので、贅川から檜川に行く児童。その分の載せかえにつきましても、3人分はそのままっていう形も取れますので、そんな対応をさせていただいております。

○篠原敏宏委員 はい、わかりました。

○委員長 いいですか。

○健康づくり課長 先ほどの高齢者肺炎球菌につきまして、課長補佐がお答えいたします。

○委員長 お願いします。

○保険予防係長 高齢者肺炎球菌の接種率のことですけれども、4月当初に3,846枚の接種券を配布いたしました。2月に入りまして接種勧奨をいたしまして、2月末現在で1,507名の方が接種されております。したがって、39.18%くらいになりますけれども、これから3月末までということですので、昨年度も61.4%という接種率でしたので、本年度もまた60%を超えるのではないかと予想をしております。以上です。

○山口恵子委員 これ、5年に一度対象になる方がいるので、その時期を逃してしまうと自費でやっていただかなきゃいけないということと、高齢者が肺炎球菌にかかると、その後の予後が、入院が長引いたり生命に関係をするような影響があるっていうことですので、引き続き多くの方が、対象者にはね、多くの方が受けれるよ

うに、また今後とも対応をお願いします。以上です。

○委員長 ほかに質問よろしいでしょうか。

○山口恵子委員 児童館・児童クラブの関係で、先ほど児童館・児童クラブ、支援の質と量をふやしていきたいということで、巡回支援員を配置するっていう説明があったかと思いますが、今の現状をどのように捉えていらっしゃるか。それで、この支援員を配置することによってどんなことを期待をするのかって、その辺、事業効果をどのように望んでいるかっていう面でお聞きしたいと思います。

○こども課長 ただいまの児童クラブの現状でございますけれども、お子さん、学校の帰りにですね、各児童館に寄っていただきまして、児童厚生員等と一緒に勉強したり遊んだりという生活をしております。その中で、やはりここへ来て今年度から有料化ということもございまして、あとそれから、非常に支援が必要なお子さん等もふえているということで、なかなか児童館の中の運営もですね、うまくいっている部分と、やはりちょっとそうじゃない部分っていうのもやっぱり見えてきておりますので、その辺のですね、問題点等もちょっと把握しながら巡回支援員を配置をしまして、各児童館・児童クラブを回っていただくことによって、そちらの児童館での活動、遊びもそうですし勉強の支援もそうですけれども、そちらの底上げを全市的にちょっと図っていくというふうに考えたというところが、こちらの巡回支援員を設置するということの出発点でございます。

○山口恵子委員 児童館、特に希望者が多くて人数が本当に定員をオーバーするような状況のところもあって、なかなかきめ細かく見ていただくっていうのは厳しいかもしれませんが、大事なことなので、今後しっかり対応をしていただきたいと思います。要望です。

○委員長 要望で。ほかによろしいでしょうか。

○山口恵子委員 もう1点いいです。済みません、にぎやか家庭応援事業の中で保育講習会事業っていうことで、今年度も各保育園を回って保育園での講演会を実施していただいととても好評だというふうにお聞きしていますが、来年度の事業の内容は、同じ講師で同じように実施されるのか、その辺の内容についてお聞きします。

○こども課長 講師の内容につきましては、ちょっとただいま検討中で計画をさせていただいているとでございます。地域の巡回につきましては、ことしは保育園単位ということで回らせていただきましたので、地域の方も来ていただきましたが、基本お子さんをお持ちの保護者の方が対象だった部分もでございます。ですので、新年度につきましては、やはり地域の皆さんも巻き込んだ中で、子育ての支援っていうものをお願いしたいということで、今度はちょっと単位を大きくしまして各地域ごとに回っていただく、例えば公民館等を利用するようになるのか、ちょっとその辺も済みません、ただいま検討しているところでございますけれども、そういった形です、ちょっと単位を大きくしまして各地域を回っていただくということを現在考えております。

○委員長 いいですか。ほかにないですか。

それでは、ここで10分間休憩を取ります。3時45分から始めます。

午後3時37分 休憩

午後3時45分 再開

○委員長 時間になりましたので、再開します。委員のほうは1人、それから副市長、ちょっと所用がございまして、ちょっと遅刻してまいります。

それでは始めます。続きまして、10款教育費1項教育総務費から4項幼稚園費までを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、10款教育費からお願いいたします。予算書のほうは259ページからになります。1項教育総務費1目総合教育会議運営費でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、平成27年度から設置が義務づけられました総合教育会議に係る経費でございます。メンバーは、市長、教育長、教育委員4名で組織をしております。年2回を予定しております。

その下、2目教育委員会費、白丸の教育委員会諸経費でございますけれども、教育委員会の運営に係る経費で、委員報酬、費用弁償等、経常的なものでございます。

3目事務局費でございます。3つ目の白丸、教育委員会事務局諸経費でございますけれども、教育委員会全般にわたる事務的経費でございます。前年度比で23万円ほど減ということになっております。

おめくりいただきまして、261ページ、262ページ、白丸の教育相談研究事業でございますけれども、それにつきましては、学校指導主事、それから教育センター、家庭支援課等との連携を図りながら、不登校対策、学力向上対策など、学校教育や学校運営に係る指導、助言等を行いまして、学校、家庭、児童に対してきめ細かな支援を行っていく事業でございます。最初の黒ポツ、嘱託員報酬2人分につきましては、教育総務課に配置をしております子と親の心の支援員2人分ということになります。それから、その下の相談員報酬5人分につきましては、市の教育センターの相談員3人、それから中間教室の相談員2人ということになっております。それから、その4つほど下ですけれども、講師謝礼がございますが、こちらは学校のほうに配置をしております教科指導の助言講師、それから日本語学級講師4人分等でございます。

おめくりいただきまして、263ページ、264ページ、右側のスクールバス運行費でございますが、こちらは、先ほども少し話題に出ておりましたけれども、小学校の場合は4キロメートル以上、中学校の場合は6キロメートル以上の遠距離通学児童生徒の対応をしているものでございます。下から3つ目に運行委託料がございますが、平成27年度、本年度、運賃の算定基準の見直しがありましたし、さらに人件費、運行経費がふえたことによりまして、前年当初比でいきますと1,100万円ほどふえております。27年度も6月に補正をお願いして増額をしているという状況でございます。それから、その下のスクールバス購入費でございますが、檜川地区で2台運行しておりますけれども、そのうちの1台を更新するものでございます。700万円でございますが、平成14年に登録しまして34万キロほどもう走行しているという状況ですので、過疎債を利用しまして、100%の充当でございますが、購入をしていきたいというものでございます。

○家庭支援室長 続きまして、上から4つ目の白丸、まなびサポート嘱託員報酬4,382万円6,000円でございますが、小中学校に配置をしております特別支援講師13人分と家庭支援課に勤務をしている教育相談員2人分の報酬と社会保険料になります。なお、特別支援講師につきましては、新たに指導主事を配置することに伴いまして、1人減員をしまして13人としているところでございます。

次の白丸、まなびサポート事業2,004万5,000円でございますが、2つ目の黒ポツ、臨時職員賃金1,923万円につきましては、小学校に配置をしております支援介助員18人分の賃金でございます。支援介助員を配置することで、小学校における適切な学習環境の確保を図るものでございます。以上です。

○教育総務課長 続きまして、265ページ、266ページ、最初の白丸、高等学校等振興事業でございますが、

市内に所在または市内の生徒が通学する私立高等学校及び各種学校への補助を行っているものでございます。

1つ飛びまして、学校給食レシピ公開事業でございますが、平成26年に開設いたしましたレシピサイトの運営経費でございますけれども、現在180種類ほどを掲載しております。28年度につきましては、このこんこんレシピについて、ロゴを商標登録をしていきたいということで9万円計上してございます。

それから、その下の奨学資金貸与事業特別会計繰出金でございますが、予算説明資料は42ページのほうにも記載をさせていただいております。これまで基金で運用をしましてまいりました奨学資金につきましては、平成24年度の制度改正の影響により財源が新年度不足するというに伴いまして、一般会計からその不足分390万円を繰り入れるというものでございます。新年度が初めてということで、詳細につきましては、特別会計予算のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

4目教職員住宅費でございます。教員住宅管理諸経費につきましては、市内に勤務する教職員に良好な住宅環境を提供して学校教育の振興につなげる目的のものでございます。下から2つ目の改修工事でございますが、新年度は高出の1戸分の内装を改修です。年次的になってきておりまして、8戸ありますが、28年度で全て完了の予定です。それから解体整備工事につきましては、老朽化し入居が見込めない住宅については計画的に解体してきておりますが、新年度につきましては、塩尻町にあります2棟4戸について解体をしていく予定でございます。

○こども教育部長兼男女共同参画・人権課長 次の5目人権教育費をお願いいたします。社会人権教育推進事業としましては、1つ目の黒ボツ、社会人権教育を企画推進していただいております社会教育指導員1名分の報酬。4つ目の黒ボツ、人権同和教育集会所の清掃、管理等を行っていただいております臨時職員の賃金でございます。下から2つ目の黒ボツ、人権教育講師謝礼は、豊かな心を育む市民の集い等の講師謝礼となります。268ページをごらんください。下から4つ目の黒ボツ、集会所管理委託料は、人権同和教育集会所維持管理のための地元運営委員会への委託料でございます。一番下の黒ボツ、分館人権学習会・地区推進会議補助金でございますが、各地区や分館で開催していただく人権学習会の開催に対します補助として交付するものでございます。

次の白丸、人権推進啓発事業でございます。主なものは5つ目の黒ボツ、CAP研修委託料73万円です。これは、今まで家庭教育支援課で行ってございました小学生対象のCAP研修ですが、事業の見直しにより、28年度より男女共同参画人権課で行うことになったもので、3校の小学校で実施いたします。次の黒ボツ、人権擁護委員協議会負担金26万8,000円でございますが、このうち20万1,000円余につきましては、長野地方法務局松本支局管内の人権擁護委員で組織されている松本人権擁護委員協議会の活動を支援するため、人口当たり3円の負担金を支出するものでございます。その下の黒ボツ、犯罪被害者支援センター負担金は、NPO法人長野犯罪被害者支援センターへの活動支援といたしまして、人口当たり2円の負担金を支出するものでございます。これは、県を含め県内各市町村で活動経費の一部を負担しているものでございます。以上です。

○教育総務課長 それでは続いて、6目学校施設集中管理費をお願いいたします。まず最初の白丸、嘱託員報酬につきましては、西小に設置しております集中管理室に5人の嘱託職員を配置しまして、小中学校、保育園等の軽微な修繕や維持管理等を、チームを組んで実施をしている方の報酬ということになります。

それから、その下の白丸、学校施設集中管理事業につきましては、今の集中管理室の職員が使用する消耗品ですとか車両関係の費用であります。

おめくりいただきまして、269、270ページ、7目体験学習事業費、こども未来塾等運営事業でございますが、こちらにつきましては、体験学習のプログラムを通じて子供たちの生きる力を育むことを目的に、小中学生のリーダー研修や体験学習フェスティバル等についてNPO法人に委託をしまして実施をしているものでございます。

その下の8目地域連携事業費でございます。予算説明資料のほうの42ページにも記載をさせていただいております。最初の白丸の嘱託員報酬につきましては、本年度から教育総務課のほうに配置をしております。コミュニティ・スクール、それからキャリア教育、小中一貫教育等を推進いただいております地域連携コーディネーターの報酬等でございます。

その下の白丸、地域連携教育推進事業でございます。本年度と比べまして1,200万円ほど大きく増額になっておりますが、資料のほうにもありますとおり、市の教育振興基本計画に基づいて地域の教育力を活用するとともに、児童生徒のキャリア教育を充実させ、子供たちの社会を生き抜く力を育むもので、平成28年度につきましては、市内の全小中学校に導入するコミュニティ・スクールに関する経費が大きなものがございます。最初の黒ポツ、キャリア教育支援協議会委員報酬9人分につきましては、新年度新たに組織化を予定しております支援協議会の委員報酬であります。商工会議所ですとか青年会議所、JAさん、両小野振興会、学識経験者、公民館長等を想定して12人程度の予定でございます。それから、その下の学校運営協議会委員報酬220人分でございますが、こちらはコミュニティ・スクールの委員報酬ということになります。規則を教育委員会で定めませんが、その規則では各学校30人以内ということになりますが、現在の準備段階では、各学校それぞれ人数が違っていて、少ないところでは7人、多いところでは25人ということで、220人程度の見込みでございます。それから、その下の1つ飛びまして、臨時職員賃金でございますが、コミュニティ・スクールを推進するに当たりまして、学校と地域、行政等の連携を図るために各中学校区ごとに配置をいたします学校支援コーディネーター5人分の賃金でございます。それから一番下、学校運営協議会交付金でございますが、それぞれでコミュニティ・スクール、学校運営協議会の活動費用として会議費ですとか消耗品費、調査研究費等に使っていただくもので、20万円、1つの協議会について20万円の予算でございます。13協議会ということでございますけれども、現在、檜川地区においては、小学校、中学校をあわせて1つの協議会という動きでございますので、合計260万円となっております。

続きまして、予算書271ページから2項の小学校費でございます。1目の学校管理費でございますが、最初の白丸、学校医等報酬につきましては、文字どおり学校医、薬剤師等の報酬でございますが、新年度、28年の4月からは運動器の検診が新たに必須項目として加えられました。ということで、整形外科医の先生を新たに学校医として9人分委嘱するというので、98万円ほど増額となっております。

その下の白丸、小学校管理諸経費でございますが、こちらは小学校の管理運営に係る基本的な経費を計上しているもので、920万円ほど減額となっておりますが、こちらの要因につきましては、後ほど出てまいりますけれども、両小野小学校を管理しております辰野町塩尻市小学校組合負担金ですね、274ページの一番下でございますが、こちらが校舎等の改修工事を進めておりましたが、それが完了したということで、そちらが1,100万円ほど減額となっているということでトータルも減となりました。

それから、274ページのその下の小学校施設改善事業でございますが、こちらは小学校についての一般的な

維持管理、整備に関する費用でございまして、一番下の黒ポツの一般工事、新年度については消防設備の改修9校分、それから桔梗小の昇降口前の浸透ます設置、広丘小学校の通路舗装、木曾檜川小学校の雨漏り改修などを予定をしております。

飛ばささせていただきまして、275、276ページの最初の白丸、小学校英語活動サポート事業でございまして、2つ目の黒ポツ、外国語指導助手配置事業委託料ですが、ALTさんの派遣経費ということで、民間に委託をしまして小学校専属の1人を配置をしております。拠点校に配置をして各小学校を回っていただいているという状況でございます。

それから1つ飛びまして、学校施設非構造部材耐震化推進事業でございまして、こちらは、予算説明資料では43ページのほうに記載してありますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。本年度の国の交付金について採択となっております、宗賀小学校の貯水槽の耐震化工事につきまして、この後、補正予算出てまいりまされども27年度の予算から落としまして、新たに28年度に計上するものが大きなもので、工事費が1,960万円余になっております。それから、もう1つは片丘小学校の水道の石綿管、校舎の北側に台帳上残っているということで実際には使ってはおりませんが、その解消工事を実施予定でございまして。

それから、その下の小学校特色ある教育活動事業でございまして、こちら先ほどの予算説明資料の43ページに概要がございまして、平成26年度、27年度の2カ年にわたりまして、1校200万円を上限として交付をして実施してまいりました特色ある教育活動事業について検証見直しを行いまして、新たに生きる力を育む交付金として発展、継続していきたいというものでございまして、見直しの内容につきましては、資料のほうにもございませぬけれども、小学校、中学校、基礎配分を1校100万円としまして、そちらに児童生徒数割を加算して算定したいというふうを考えております。小規模校でも100万円は交付されるということになります。多いところでは小学校では136万円ほど、中学校のほうは児童生徒数割を少し多くしたいと思っておりますので160万円ほどということで、段階的に差がついてくるという状況になります。それから対象経費については、この2カ年については工事費ですとか備品購入費なんかも対象でしたが、新たな交付金についてはソフト事業のほうに限定をして、特色ある事業をやっていただきたいと考えております。それから当該年度のグランドデザインに沿って、各学校のほうで活用をしていただきたい。これまでの2カ年分は、前年度に申請をして審査をして交付するということができたのですが、そうすると、新しい校長先生のもとにグランドデザインができて、それにマッチしない場合も出てきますので、新年度を迎えてから新たなグランドデザインに沿って活用をしていただきたいということを考えております。それからもう1つ、学校運営のためのQ-Uアンケートについて、この交付金の中で全学年で実施をしていただけたらということで考えております。今回、大きな見直しということで、学校のほうでより有意義に活用していただければと思います。

次、2目教育振興費でございまして、2つ目の丸、教育振興扶助費でございまして、学校教育法に基づきまして、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品等の経費を支給しているものでございまして、就学援助費については、生活保護、それからまた生活保護に準ずる家庭の児童ということで、新年度については370人ほど見込んでおります。それから特別支援教育就学援助費につきましては、特別支援等、障がいのある児童等の支援でございまして45人ほど見込んでおります。

おめくりいただきまして、277ページ、278ページ、3つ目の白丸、給食運営事業諸経費でございまして。

こちら説明資料のほうの43ページにも概要を記載をしております。こちら小学校費ですので、小学校の児童、教職員に給食を提供するための経費でございます。直営による自校給食となっております、平成25年度からは公会計化というふうになっております。その中では、2つ目の黒ポツの講師謝礼ということ。28年度はアレルギーの対応見直し、29から実施ということで進めておりますので、それに関連した食物アレルギーの講演会を開催予定でございます。実施は、11月にレザンホールで県立こども病院のお医者さんをお願いして講演会をやりたいと思っております。それから、中ほどに給食費というのがございます。こちらは歳出の給食費でございますので、食材費ということになります。児童数が減る見込みでございますので、27年度に比べると800万円ほど減ということになってきております。歳入の給食費のほうも同様に減額となります。

それから一番下、4目塩尻東小学校建設費でございますが、こちら説明資料の43ページの一番下に記載をさせていただいております。塩尻東小学校大規模改修事業でございますが、平成26年度に大規模改修を行っておりますが、この際に一部未施工となっている部分がございます、体育館ですとか特別教室棟の屋根等の改修工事を29年度に実施をしたいということでありまして、設計委託料ですね、実施設計をするものでございますが、25年度のときに全体で実施設計をやっておりますので、修正の設計ということで50万円の計上でございます。

おめくりいただきまして、279ページ、280ページ。279ページの一番上ですけども、三角で洗馬小学校大規模改修事業がございますが、こちら新年度予算ではございませんが本年度の工事予定でございましたが、当初、国の交付金が不採択であったということで実施を見送ってききましたが、最終的に追加内示が何回もございまして、交付金を最終は先月2月の国の補正予算対応で交付金を内示をいただいておりますので、そっくり、2億1,000万円ほどになりますが繰り越して、実施は28年度ということになります。

それでは、続きまして3項中学校費1目学校管理費ということですが、主要な部分の構成は小学校費とほぼ一緒でございますので、中学校に限られる部分のみ説明をさせていただきます。最初の白丸、学校医等報酬では、3つ目の黒ポツ、外国語指導助手の報酬でございますが、JETでお願いして配置をしておりますALT3人分の報酬でございます。新年度については、1人が交代をされる見込みという状況でございます。

その下の中学校管理諸経費では、これも中学校の管理運営の基本的な経費でございます。おめくりいただきまして、282ページの上から7つ目くらいのところですが、外国語指導助手配置事業委託料でございます。こちらはALTの派遣を民間の会社のほうに委託をして配置をいただいております。こちらは2人分でございます。先ほどの直接雇用のJETの方と合わせて5人分、各学校に1人配置という状況でございます。それから下から3つ目の黒ポツ、塩尻市辰野町中学校組合負担金。両小野中学校の負担金でございますが、こちらについては、学校医等報酬の増、それから財務会計システムの負担金の増、工事費の増などで230万円ほど増額となっております。市の中学校の経費を反映した同様の状況でございます。

その下の白丸、中学校施設改善事業でございますが、一番下の一般工事につきましては、消防施設の改修のほか、丘中の入り口の舗装ですとか西部中の昇降口の防水等を予定しております。

それからおめくりいただきまして、中学校特色ある教育活動事業については、小学校費で説明のとおりでございますが720万円の計上でございます。

2目教育振興費、これも小学校と同様でございますが、最初の白丸の教育振興諸経費の中で、今回中学校のほ

うでは、塩尻創生プレミアム事業として提案をいたしました放課後等学習支援事業に係る経費をここに計上しております。資料のほうは44ページのほうに記載をさせていただいております。具体的には、丘中学校をモデル校として、中学3年生を対象に、放課後の空き教室等を使用して授業でのつまづき解消、宿題のアドバイス等を行っていきたいというもので、最初の黒ポツの講師謝礼、教員の経験者などを想定しておりますが、5人分74万円。そのほか消耗品等ということになります。

それから2つ飛びまして、新学習指導要領対応事業でございますが、4年ごとに学習指導要領が改訂をされまして、平成28年度からは新しい指導要領が実施されます。これに対応した教材等の購入を図るものでございまして、消耗品は教師用の教科書、指導書等でございますし、教材備品購入費についても指導用の備品、新しい指導要領に準拠する教材等でございます。

その下、3目の給食施設費については小学校と同様でございます。以上でございます。

○**こども課長** では、続きまして285、286ページになりますけれども、4項1目幼稚園費をお願いいたします。白丸、私立幼稚園支援補助金4,583万8,000円につきましては、これは私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに保護者負担の軽減を図るために、市内の児童が通園する市外の幼稚園等も含めて補助をするものでございます。最初の黒ポツになります。私立幼稚園運営費補助金、こちらにつきましては、市内の幼稚園3園に定額補助80万円と園児数割1人につき9,000円の補助、また、市外の幼稚園8園に対しましては、園児数割で1人に対しまして9,000円の補助をするもので、児童数につきましては、380人を見込んでおります。次の黒ポツになります。私立幼稚園就園奨励費補助金3,851万8,000円につきましては、保護者の所得状況でありますとか通園児童数に応じて補助するものでございまして、対象となります児童数は280人、これは前年度比42人増を見込んでおります。3つ目の黒ポツになりますけれども、私立幼稚園障害児就園奨励費補助金150万円につきましては、私立幼稚園で心身に障害のある児童を受け入れた際に、1人につき月額1万円の補助金を交付し、私立幼稚園への就園を支援するものでございます。幼稚園費は以上でございます。

○**委員長** いいですか。ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。251ページからです。

〔「259ページ」の声あり〕

○**委員長** 失礼しました。259ページからです。失礼しました。質問ありますでしょうか。

○**丸山寿子委員** 266ページの学校給食レシピ公開事業ですが、商標登録をするということですが、そのちょっと狙いをもう一度お願いします。

○**教育総務課長** こんこんレシピにつきましては、現在、小中学校だけではなくて保育園の給食のレシピを載せているわけでございますけれども、インターネット、ウェブの中でもかなり上位のほうにランクをされてきております。安定したアクセスもされてるということで、今後知名度が上がるにつれまして、競合するような似たようなウェブサイトがあらわれた場合に、例えばそういったところがこんこんレシピっていうのを使ってしまうと、塩尻市として使えなくなってしまうということで、そういったことを避けるために、今、商標登録を目指すというものでございます。

○**丸山寿子委員** このホームページをあけて見に行く人というのは、検索数って言うんですかね、増加してるのかどうか、その辺どうですか。

○**教育総務課長** かなり増加をしているようでして、全国的にも2番目くらいな状況ということでございますけれども、詳細は係長のほうから。

○**学校給食係長** 平成26年4月から開設いたしまして、26年度のページビュー数ですが、1年間で14万8,586件ありました。今年度ですが、まだ2月末の段階ですが、16万5,542件ということで、昨年度よりですね、1万7,000件ほど増加しています。また3月もありますので、はるかに上回る形になると思います。また、アクセスの状況ですが、市内よりもですね、大阪ですとか東京、名古屋のほうとかですね、そういったところからのアクセスのほうがですね、多くあります。そういう状況でございます。

○**委員長** いいですか。

○**丸山寿子委員** 資料のほうにブランド力というようなことが書いてあったような気がしますけれど、塩尻のことをよく知ってもらってということも1つの狙いもあるかなっていうのと、ブランドの中にも、子育てもブランドだと思うので、力を入れてる市だっていうことをPRするのかなっていう思いと、それから、あともう1つは、市内にずっと住んでいる親も、このよさに意外と当たり前で、気づいてない方に知ってもらえるといいなと思ってるんですけど、ちょっとその辺について、ちょっとお考えをお願いします。

○**教育総務課長** 塩尻市の給食につきましては自校給食でやっておりまして、かなり評判もよいという状況でありますので、ブランドとしても非常に有力であろうというふうに考えております。給食レストランも実施しまして市民のほうにもPRもしておりますので、市内外で塩尻市の給食についてよく知っていただいて、知名度が上がっていけばいいというふうに考えております。

○**委員長** よろしいですか。

○**丸山寿子委員** あともう1点、済みません。あと給食に関係してですけど、予算書の278ページの中ほどですが、給食運営事業諸経費のほうですけど、木曾漆器食器購入費とありますが、これは内容は何でしょうか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**教育総務課長** こちらにつきましては、木曾檜川小学校のほうで使っております木曾漆器の食器につきまして、もうかなり老朽化してきているということで、3年計画で更新をしているという状況でございます。28年度については3年目で、これで全て終了という状況でございます。

○**丸山寿子委員** 以前に給食の食器のことで質問したことがあって、この予算がなくて削減してる時に言うちょっと怒られそうで不安ですが、市民から。檜川小はね、給食の食器を使っていて、旧塩尻の部分では箸は導入したんですけど、使う機会もないとかそこまで見る機会がない。前に委員会でも給食を食べに檜川まで行かせてもらったこともありましたけど、例えば1セット、クラスの人数分の1セットだけ市のほうでとか教育委員会のほうで持っていて、給食の調理実習のときにそれを貸し出しができるっていうことを考えてはどうでしょうかって質問をしたことがあったんですけども、そこまで全部、1人分のセット2万円くらいするんですけど、だからちょっと厳しいかもしれないんですけど、部分的に導入して、旧市の部分の子供たちも何か使えるというような、箸以上の発展性っていうのは、ちょっとお考えがあるかどうかお聞かせください。

○**教育総務課長** 現在ですね、昨年度からですけども、木曾漆器の給食食器を導入できないかということで、檜川の漆器組合さんのほうとも連携しながら研究を進めている段階でございます、商工も含めて。やっぱりコスト的なものとですね、もう1つは耐久性で非常に課題が大きい状況で、試作品を何度かつくっていますけれども、

まだその実現には至っていないということで、給食食器として使えるものになってくれば、そういう検討も進めるのかなというところがございます。ただ、コスト的に大きいので、全小中学校に導入というと非常に難しい部分もあろうかと思っておりますので、今、丸山委員さんのおっしゃいました調理実習に使うとかそういったところから始めるのもいいのではないかと、そういう検討と言いますか、話も出ておりますので、今後、研究の中で考えていきたいと思っております。

○委員長 ほかにはいいですか。

○山口恵子委員 学校の耐震化についてお聞きします。校舎、建物のほうは早いうちに手を打っていただいて、防災対策していただいていると思うんですけど、非構造部材の耐震事業、今回、宗賀小と片丘小が載っていますが、市内で今後の耐震化しなきゃいけないような状況、過去小中学校どんな状況でしょうか。これで全てが完成するっていうことではないと思うんですけど、お聞きします。

○委員長 お願いします。

○教育総務課長 非構造部材の関係につきましては、276ページのほうに載っている小学校部分は先ほど説明したとおりでございますけれども、12月議会のときに補正予算の中で増額をお願いしてございますけれども、前倒して小学校について残っている非構造部材の耐震化を計上して、こちらです、予算を28年度に繰り越して、4校分くらいだったと思っておりますが実施をする予定でございますし、中学のほうも、西部中学校の体育館の2階の天井ですかね、がまだ耐震化されてないということで、そちらの事業も実施をする予定でございます。内容的にはほぼ全小中学校の耐震化、非構造部材もほぼ終わる状況でございます。というのは、国の補助金が27年度でストップしてしまうということもありましたので、12月に計上して、繰り越して28ということですね。残っているのは、あとちょっと記憶の中でございますけれども塩尻東小学校の貯水槽部分が残っているという、そんな状況だと思います。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

○教育総務課長 補足を。

○委員長 補足、はい。

○教育企画係長 多分、次長の説明のとおり東小の貯水槽が残っているのと、あと洗馬小学校の石綿管が一部残っているので、そちらが実施計画には出てないんですが、やる予定になっております。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにはいいでしょうか。

○篠原敏宏委員 1点は264ページの、ちょっと私、説明のときにいなかったんで説明があったとしたら申しわけないですが、スクールバスの購入という部分がありますが、これはどこの学校っていうか地区のスクールバスなのかと、それとあと運行委託料を1,200万円ってありますが、この委託先は何社くらい、どこに委託してるかっていうのを教えていただけますか。

○教育総務課長 まず、スクールバスの購入費でございますけれども、先ほどちょっと説明いたしましたが、檜川地区のスクールバスです。2台ございまして、そのうちの1台が平成14年の登録でございまして34万キロも走っているということでございますので、過疎債を利用して購入をしたいというものでございます。それか

ら委託料のほうでございますが、現在、新年度につきましては信州アルピコタクシー株式会社さんですね、現在アルピコ交通さんでございますが、信州アルピコタクシー株式会社に4,100万円ほどです。これは宗賀地区、洗馬地区、東地区、片丘地区でございます。それから大新東さんに560万円ほどの予定でございます。こちらは檜川地区の2台の運転の委託でございます。それからシルバー人材センターに250万円ほどです。これは北小野地区、こちらも運転の委託でございます。それからもう1社、冬期間だけですけれども朝日観光さんのほうに宗賀地区の1台、320万円ほどですが委託という予定でございます。

○篠原敏宏委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 268ページの人権推進啓発事業の中で、CAP研修委託料ということで、前は家庭支援課のほうでやっていて、今度課が変わるわけなんですけれども、どんな体制でされるのか。CAP研修は本当に大切に、本当に本会議でもありましたけど他市からも本当に評価は高いわけなんですけど、今までは学校内で、それから地域の支所などの場所で地域の人もというような2種類あって行っていましたけど、どんなふうな計画なのか教えてください。

○社会教育係長 CAP研修会の方式としては、今までどおり同じです。子供たち、保護者、あと先生方、3つに分けてそれぞれ行う予定であります。

○丸山寿子委員 もう1回お願いします。28年度の計画としては、どこの地区と言いますか、学校でやるのかについてお願いします。

○社会教育係長 28年度は、塩尻西小学校、桔梗小学校、洗馬小の3校を対象に行います。

○委員長 いいですか。ほかによろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 済みません、さっき丸山委員から給食食器のことを話していただいて本当にありがたいんですが、学校で使うについてはね、難しい部分を本当に地元でも承知をしまして、檜川小学校に入れるときもそういった検討をしました。食洗機の問題だとか手間の問題だとか含めるとね、非常に難しい問題がある。一方で、子供たちの情操だとかですね、これには絶対いいんだという信念のもとに檜川では入れましたし、それは今でも変わっていないということで、ぜひ給食食器をですね、子供たちに使わせるっていうのは難しいことは承知をしていますが、ぜひ前向きに捉えていただきたいのが1点と、その関連で、福祉施設でね、これは、ですからこの委員会ではなくてむしろ産業建設のほうの分野になるかと思いますが、福祉施設でむしろね、私はね、前から、導入をしていただくような仕組みあるいは提案、これができないかなっていう。学校の難しさっていうのはあるんですよね。ですが福祉施設の場合は、お年寄りに本当に豊かなですね、お年寄りの皆さんが金属だとかプラスチックだとかそういった食器でねっていうのを日々私も見てて、これは何とかしたいなっていう、桔梗荘ではそんな思いを持ってやりましたんで、ぜひこれはシティプロモーションの観点からもそうですし、こんこんレシピの中でも木製の給食食器っていうのがいいんだよと、これは子供たちだけでなく、大人、お年寄りに特にいいんだよっていうようなですね、取り組みをぜひやっていただきたいなと思います。どこまで何ができるかってのは難しい部分、承知をしますんで、ぜひさっきのレシピの紹介、こういった部分でさらりと紹介していただいて、お年寄りにもこれいいですよっていうような、ぜひPRをこの際やっていただければありがたいと。これは、御意見ということでお願いをしておきます。

○委員長 ほかによろしいですか。副委員長、いいですか。

○副委員長 いいです。

○委員長 ほかにはいいですか。

それでは、予定よりちょっと早く終わりましたが、本日の審査はここまでとさせていただきます。あすはまた10時からよろしくお願ひします。御苦勞さまでした。

午後4時37分 閉会

平成28年3月8日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 西條 富雄 印